

タイ水産物関連規則（仮訳）

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。URL は 2024 年 6 月 4 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

1. 仏暦 2558（西暦 2015）年漁業緊急勅令

<https://www.fisheries.go.th/law/web2/images/PR2558/1-25-20-9998-update.pdf>

2. 西暦 2017（仏暦 2560）年水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定に関する水産局告示

https://www4.fisheries.go.th/local/file_document/20170520130927_file.PDF

3. 西暦 2024 年（仏暦 2566）年水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における原則・方法および条件の制定に関する水産局告示(第 3 版)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/30033.pdf>

4. スワンナプーム空港水産動物検疫所告示 西暦 2017（仏暦 2560）年 水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定に関する水産局告示に従う運用について

https://www4.fisheries.go.th/local/file_document/20170608133519_file.pdf

目次

1. 仏暦 2558（西暦 2015）年漁業緊急勅令	1
2. 西暦 2017（仏暦 2560）年水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可 における規則・方法および条件の制定に関する水産局告示	48
3. 西暦 2024 年（仏暦 2566）年水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許 可における原則・方法および条件の制定に関する水産局告示（第 3 版）	56
4. スワンナプーム空港水産動物検疫所告示 西暦 2017（仏暦 2560）年 水産動物また は水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定に関 する水産局告示に従う運用について	67

1. 仏暦 2558（西暦 2015）年漁業緊急勅令

勅命

西暦 2015（仏暦 2558）年

漁業

緊急勅令

プミポンアドゥンヤデート国王陛下により

現国王治世 70 年目にあたる

西暦 2015（仏暦 2558）年 11 月 13 日に制定

プミポンアドゥンヤデート国王陛下から賜った勅命に従い、以下の内容を公布する。

漁業法はその内容を改めることが妥当であることを踏まえ、

仏暦 2557（西暦 2014）年タイ王国憲法（暫定版）の第 21 条の内容に準拠し、国王陛下から御許しを賜り、以下の緊急勅令を制定する。

第 1 条 本緊急勅令は、「仏暦 2558（西暦 2015）年漁業緊急勅令」と称する。

第 2 条 本緊急勅令は、官報に公布した日の翌日より施行するものとする。

第 3 条 仏暦 2558（西暦 2015）年漁業法を廃止するものとする。

第 4 条 本緊急勅令の条項は、タイにおける、また、一般水域における漁業の規則を整備することを狙いとしており、それにより、非合法的な漁業を行わせないようにすることで、人間の食料源としての水産動物資源を持続的に維持し、国際的に認められている方針、規則および規格にもとづいた適切な状態に環境を保つとともに、船員の福祉を保護し、漁業部門における違法労働を防止する。なお、以下がその目的である。

（1）漁業面および水産動物資源保全面の管理がグッド・ガバナンスの原則に則って行われるようにし、情報を不備なく正確に収集および保管する。

（2）地場漁業および地域漁業集落を保護、援助または支援する。

（3）水産動物資源の保全および管理に関する国際義務の履行となる。

（4）非合法的な漁業および漁業部門における違法労働を防止、抑制および一掃する措置を定める。

(5) 最善の科学的根拠を用いることにより、水産動物資源の管理を、生態系バランス維持指針および予防原則にかなった持続的な経済、社会および環境システムの発展へとつなげることで、持続的な漁業が可能となる水産動物の最大生産を実現しうるレベルに水産動物資源を維持または回復する。

(6) 潜在的生産量および余剰漁獲能力を超える漁業を防止および一掃するとともに、漁業の影響により水産動物資源の持続性が減ることがないように管理する。

(7) 本緊急勅令に規定されている措置を計画的に施行する。

(8) 本緊急勅令に規定されている目的が達成されるよう、他国家、民間部門および国際機関との協力を推進する。

(9) 漁業部門の労働者の労働上の福祉を保護する。

(10) 漁業が効果的に行われるよう追跡調査、管理および監視するシステムを構築する。

(11) 漁獲から消費者に至るまでの水産動物または水産動物製品の出所を検査することができ効果的な調査システムを配する。

(12) 行政罰および刑事罰をバランスよく適切に定め、違反を防止する。

第5条 本緊急勅令において、

「水産動物」とは、通常水中に生息する動物、両生類、水に浸かる区域に生息する動物、一部水中で生活する動物、ライフサイクルにおいて水中生息期のみ水中に生息する動物および水産動物の卵・精子、ならびに、海藻、上述の水産動物の残骸またはいずれかの部分を意味する。また、大臣が告示において規定する水生植物および水生植物の残骸またはいずれかの部分もこの意味に含むものとする。

「水産動物製品」とは、水産動物の加工から得られるまたは水産動物を原料として用いる生産物を意味する。

「水産動物の加工」とは、消費または摂取に用いる目的で水産動物の状態を変化させる何らかの行為を意味する。ただし、水産動物の状態を変化させない水産動物の梱包または消費者に直接提供するための水産動物の状態の変化は含まない。

「漁業」とは、漁業を行うこと、水産動物を養殖すること、水産動物を維持管理すること、水産動物を加工することを意味する。また、漁業行為を補助する何らかの行為もこの意味に含むものとする。

「漁業を行う」とは、水産動物採捕地において、水産動物を探す、おびき寄せる、捕まえる、獲得するもしくは保管すること、または、水産動物を探す、おびき寄せる、捕まえる、獲得するもしくは保管することを目的とする何らかの行為を意味する。

「水産動物採捕地」とは、国の公有財産である、水が溜まるまたは流れる場所および海岸の一切、および、国の公有財産か私有地かにかかわらず自然の水に浸かる森林および土地、ならびに海を意味する。

「海」とは、沿岸海、沖合海、タイ水域外の海および他の沿岸国の領域内にある海を意味する。

「タイ水域」とは、内水、沿岸海および沖合海を意味する。

「内水」とは、タイ王国内の、海ではない水産動物採捕地を意味する。

「沿岸海」とは、海岸線から 3 海里の範囲のタイ王国内の海を意味する。ただし、水産動物資源の管理に資するために必要不可欠である場合は、省令を制定し、ある区域における沿岸海域を海岸線から 3 海里未満または超に定めてもよいが、1.5 海里以上かつ 12 海里以下でなければならない。なお、定めた区域の境界を示した地図を省令巻末に添付するものとする。

「海岸線」とは、水路局の海図に水深 0 メートルと記載されている、海水が沿岸部および島の端の陸地に達する線、または、海上埋立地の外縁線を意味する。

「沖合海」とは、沿岸海を超えたところからタイ王国の排他的経済水域宣言にもとづく排他的経済水域の端まで、または、国際法にもとづきタイ王国が主権を有する大陸棚の端までのうちいずれか遠いほうの、タイ王国内の海を意味する。

「タイ水域外の海」とは、沖合海を超えたところにある公海を意味する。また、沿岸国の領域にある海もこの意味に含むものとする。

「沿岸国の領域内にある海」とは、沿岸国の権限下にあるまたは国際法にもとづき沿岸国が利用する権利を有する海を意味する。

「沿岸国」とは、海水に接する領域を有する国を意味する。ただし、タイは含まない。

「淡水漁業」とは、内水にある水産動物採捕地で漁業を行うことを意味する。

「地場漁業」とは、漁船を用いて、または、漁船を用いずに道具を用いて、沿岸海域内で漁業を行うことを意味する。なお、上記の漁業は商業漁業ではないもの。

「商業漁業」とは、大きさが 10 総トン以上の漁船または大臣が告示において規定する馬力を有するエンジンを用いた漁船を用いて漁業を行うことを意味する。

「水産動物の養殖」とは、水産動物養殖地において、自然な方法、人工受精する方法またはその他何らかの方法で水産動物を飼育することまたは水産動物を繁殖することを意味する。なお、当該水産動物のライフサイクルのどの時期にこれを行うのかは問わない。

「水産動物養殖地」とは、掘削者、建設者、製作者、所有者または占有者が水産動物の

養殖に用いることを直接の目的としている、私有地もしくは国の公有財産または水産動物採捕地にある、池、囲い、生け簀または水産動物の養殖に用いるその他の形態の場所を意味する。

「水産動物の維持管理」とは、採捕後の水産動物の質を、水産動物の加工プロセスに至る前まで維持管理することを意味する。

「漁具」とは、漁業を行うのに用いる仕掛け、器具、装置、構成部品、兵器、杭および柱を意味する。

「漁船」とは、水産動物資源から商業上の利益を追求するのに用いるまたは用いることを意図する、あらゆる大きさの水上の乗り物を意味する。また、漁船の補助、水産動物の加工に用いる、または、専ら水産動物の積み下ろしもしくは輸送を目的とする乗り物もこの意味に含むものとする。ただし、貨物船は含まない。

「タイ漁船」とは、タイ船舶法にもとづきタイ船舶として登録する漁船を意味する。

「基準点」とは、持続的な漁業が可能であると考えられる最大量を定めるのに用いることを目的として、水産動物の量、大きさ、誕生・死亡率および水産動物の寿命から検討する科学的プロセスを用いて、漁獲能力と自然が産出できる水産動物の生産能力を比較した量を意味する。

「非合法的な漁業」とは、違法漁業、無報告漁業および無規則漁業を意味する。

「違法漁業」とは、以下を意味する。

(1) 法律にもとづく許可を得ずにまたはタイの法律もしくは沿岸国の法律に反して行う漁業

(2) 漁業の保全および管理に資する目的で定められた国際機関の措置を順守せずにまたは関係する国際法に反して行う漁業

「無報告漁業」とは、以下を意味する。

(1) 法律にもとづく基準および手順、もしくは、法律に準拠して制定される省令、告示もしくは規則にもとづく通知もしくは報告をせずに、もしくは、報告に不備がある状態で、または、虚偽の報告をして行う漁業

(2) 国際機関の基準および手順にもとづく通知もしくは報告をせずに、もしくは、報告に不備がある状態で、または、虚偽の報告をして、当該国際機関の責任下にある区域で行う漁業

「無規則漁業」とは、以下を意味する。

(1) 使用する船舶の種類、国籍の有無にかかわらず、国際機関が設定する漁業の保全お

および管理に関する措置を順守しないまたはその措置に違反する形で、上述の国際機関の責任下にある区域で行う漁業

(2) 漁業の保全および管理措置がまだ定められていない水産動物採捕地で行う漁業で、国際法の原則にもとづく水産動物資源の保全における国の義務に整合しないもの

「国際機関」とは、漁業の保全および管理を目的に各地域の国々が共同で設立する国際機関を意味する。

「無国籍船」とは、法律にもとづいて登録していない船舶または国籍を 2 つ以上有する船舶または航行中に旗を変える船舶を意味する。

「船舶登記官」とは、タイ船舶法にもとづく船舶登記官を意味する。

「船舶の所有者」とは、漁船の所有権または占有権を有する者を意味する。

「船舶管理者」とは、船舶を操縦する義務を有し、漁船における責任を負う者を意味する。

「船員」とは、乗組員または漁船に常駐する義務を有する者を意味する。ただし、船舶管理者は含まない。

「輸入」とは、タイ王国内に運び入れるまたは送り入れることを意味する。

「輸出」とは、タイ王国外に運び出すまたは送り出すことを意味する。

「通過」とは、タイ王国に運びまたは送り通過することを意味する。

「漁船停泊港」とは、漁船を止めるもしくは横づけする、水産動物を積み下ろしする、または、水産動物もしくは水産動物製品を漁船から水揚げするのに用いるために設けた場所を意味する。なお、陸上にあるか水中にあるかは問わない。

「魚市場事業」とは、魚市場事業法にもとづいて許可証を取得している魚市場事業または魚市場事業を営む場所とすることが告示されている魚河岸を意味する。

「水産動物の積み下ろし」とは、水産動物または水産動物製品の全てまたは一部を漁船から他の乗り物へ運ぶことを意味する。

「オブザーバー」とは、漁船上で職務を執行する上において知識・能力を有し、独立した立場にある者を意味する。

「許可取得者」とは、本緊急勅令にもとづく何らかの行為の許可証または許可書を取得した者を意味する。

「担当官」とは、大臣が任命して、本緊急勅令にもとづく業務を執行させる者を意味する。

「委員会」とは、国家漁業方針委員会を意味する。

「局長」とは、水産局局長を意味する。

「大臣」とは、本緊急勅令の執行を担当する大臣を意味する。

第 6 条 農業・協同組合大臣が本緊急勅令の執行を担当するものとする。また、省令を制定し、本緊急勅令巻末の額を超えない範囲で税金および手数料を規定する、税金および手数料を軽減または免除する、および、本緊急勅令にもとづく業務の執行を目的とするその他の事業を定める権限を有するものとする。

当該省令は、官報に公布した時点で施行してよいものとする。

第 7 条 本緊急勅令にもとづく許可の申請、登録の申請、許可、登録の受理、許可証の発行、許可証の更新および許可証の譲渡は、省令に規定する基準、手順および条件に則るものとする。なお、省令において、本緊急勅令巻末の額を超えない規定の額にもとづく税金および手数料を納付しなければならないことも規定してよい。

第 1 段落にもとづく税金または手数料を規定する省令の制定においては、漁船もしくは漁具の種類、タイプ、大きさもしくは数、または、水産動物の養殖もしくは漁業の事業の種類、タイプ、規模、形態または形式を考慮し、額が異なるように税金または手数料を規定してもよい。

第 1 章

総則

第 8 条 タイが国際機関に対して有する義務およびタイが締結国となっている漁業の保全および管理に関する条約の履行に資することを目的として、本緊急勅令に対するまたは沿岸国の法律に対するまたは関係国際法の基準もしくは措置に対するまたは漁業の保全および管理に関する諸々の国際機関の基準もしくは措置に対する違反行為は、それがタイ水域内もしくはタイ水域外のいずれにおける行為であれ、タイ漁船、タイ漁船ではない漁船または無国籍船のいずれの船舶を用いた行為であれ、タイ王国内における違反行為とみなし、本緊急勅令に規定する内容にもとづいて処罰されるものとする。また、タイの裁判所は事件を審理および判決する権限を有するものとし、担当官、捜査官および検察官は法的手続きを取る権限を有するものとする。

第 1 段落にもとづく手続きについては、違反がタイ水域外で発生し、当該の違反行為がタイ漁船またはタイ国籍者によるものではない場合は、違反行為が発生した他国または当該の違法行為に関係する国際機関から通知を受けた時点でこれを行うことができるものとする。

他国のまたは国際機関の担当官と協力して、本緊急勅令の違反者を処罰するための手続きを実施することは局長の職務とする。

第 9 条 漁業の管理に資することを目的として、水産局は、許可、許可証の発行、登録から得られる情報または本緊急勅令にもとづいて通知される情報の一切を収集および集約するとともに、委員会が定める内容にもとづいて最新の漁業記録を作成し、毎月またはそれより短い期間ごとに委員会に提出するものとする。

漁業記録の検査および収集に資するために必要不可欠である場合は、局長は、収集を希望する期間および情報ならびに収集する区域を告示において規定する権限を有するものとし、その際は、関係する町長および地方行政組織の事務所に掲示しておく。

第 2 段落にもとづく告示がなされたら、担当官は、上述の告示に規定する区域および期間内において、漁業に従事するのに用いる施設または漁業に関係する施設に当該施設の営業時間内に立ち入る権限を有する。また、漁業従事者または関係者は、事実にもとづき質問に答える義務を有するものとする。

第 10 条 いかなる者も無国籍船を使って漁業を行うことを禁ずる。

第 11 条 水産動物に関する事業を営む工場に関する法律にもとづく工場が労働保護法に違反して従業員を雇用することまたは外国人就労法にもとづく許可証を取得していない外国人を雇用することを禁ずる。

担当官が第 1 段落にもとづく違反を発見した場合において、従業員または労働者の違法な雇用が 5 人以下である場合は、担当官は速やかに局長に報告するものとし、局長は 10 日から 30 日の工場の操業停止を命ずるものとする。

担当官が第 1 段落にもとづく違反を発見した場合において、従業員または労働者の違法な雇用が 5 人を超える場合は、担当官は速やかに局長に報告するものとし、局長は工場法にもとづく工場の閉鎖を命ずるために工業事務次官に通知するものとする。

第 2 段落にもとづく操業停止を命じられた工場操業者が操業停止命令日から 3 年以内に再び第 1 段落にもとづく違反をしたのを担当官が発見した場合は、担当官は速やかに局長に報告するものとし、局長は工場法にもとづく工場の閉鎖を命ずるために工業事務次官に通知するものとする。

第 3 段落および第 4 段落にもとづく工場閉鎖を命じられた工場操業者が、水産動物に関する工場を操業することを禁ずる。また、工場法にもとづく許可者が、水産動物に関する工場の操業を目的として上述の者に許可証を発行することを禁ずる。

本条にもとづく工場閉鎖の命令は、工場法にもとづく区分 3 の工場の工場操業許可証が

取り消しとなる効力を有するものとする。

第 2 章

漁業面の管理

第 12 条 本章における条項の目的は、生態系バランス維持指針および予防原則にもとづいて、最善の科学的根拠を用い、経済、社会および環境面の要素を考慮した上で、漁業面の管理および水産動物資源の保全がグッド・ガバナンスの原則に則って行われるよう方針を定め、管理監督するとともに、水産動物資源の管理が持続的な漁業が可能となる適切な状態でなされるよう関係者の参加関与を促進することであり、さらには、潜在的生産量および余剰漁獲能力を超える漁業を防止および一掃し、漁業の影響により水産動物資源の持続性が減ずることがないように管理することにより、持続的な漁業が可能となる水産動物の最大生産を実現しうるレベルに水産動物資源のレベルを維持または回復することを目的とする。

第 1 部

国家漁業方針委員会

第 13 条 「国家漁業方針委員会」と称する 1 つの委員会を設けるものとする。なお、委員会の構成は、内閣総理大臣を委員長、農業・協同組合大臣を副委員長、外務事務次官、農業・協同組合事務次官、運輸事務次官、天然資源・環境事務次官、労働事務次官、海軍司令官、国家警察局長官、地方行政局局長、国家農業者会議議長、タイ商工会議所所長、タイ工業連盟会長を委員、また、大臣が任命する 10 名以下の有識者を委員とする。

局長を委員兼書記とする。

第 14 条 第 13 条にもとづく有識者委員は、以下の者から任命するものとする。

(1) 沿岸漁業分野、沖合漁業分野、タイ水域外漁業分野、淡水漁業分野、水産動物養殖分野および水産動物加工分野の協会代表各分野 1 名

(2) 天然資源・環境分野の知識または経験を有する者 2 名まで

(3) 漁業分野の学者 2 名まで

第 15 条 有識者委員に任命される者は、漁業法にもとづく罪で最終判決により禁固刑が科されたことが過去にあつてはならない。

第 16 条 有識者委員の任期は 1 期 2 年である。

有識者委員が何らかの理由により退任となり、新たに有識者委員を任命していない間は、委員会は残りの委員で構成されるものとする。

任期満了により退任となった有識者委員の再任は妨げない。ただし、任期は連続 2 期までとする。

第 17 条 任期満了による退任の他に、有識者委員は以下の場合に退任となる。

- (1) 死亡する。
- (2) 辞任する。
- (3) 任命された協会代表を辞めるまたは第 15 条にもとづく欠格条項に該当する。
- (4) 職務が果たせない、公序良俗に反する行為をしているまたは能力が欠如しているという理由により大臣が解職する。
- (5) 破産者となる。
- (6) 成年被後見人または被保佐人となる。
- (7) 禁固の最終判決により禁固刑が科される。

第 18 条 会議および会議の進行は委員会が定める内容に則るものとする。

第 19 条 委員会は漁業管理の方針を定め、監督する職務権限を有する。その内容は以下の通りである。

- (1) 主に基準点を考慮した上で、水産動物資源の量および漁獲能力に即したタイ水域内の漁業開発方針を定める。
- (2) タイ水域外の漁業の推進、開発および問題解決方針を定める。
- (3) 国の水産動物養殖の開発方針を定める。
- (4) 国の漁業分野の関連産業の開発方針を定める。
- (5) (1)、(2)、(3) および (4) にもとづく方針が達成されるよう管理実施上の措置を定める。
- (6) タイ水域内で漁獲する水産動物の最大量を定める。
- (7) 水産動物資源および環境の保全に即した国の漁業開発における指針および目標を定める。
- (8) 水産動物資源を持続的な漁業が可能となる適切な状態に保つための管理指針を定める。
- (9) 年次活動結果報告書を作成し、内閣に提出するとともに、国民に広く公表する。
- (10) 法律が委員会の職務権限として定めるまたは内閣が委任する内容にもとづいてその他何らかの業務を執行する。

(1)、(2)、(3) および (4) にもとづいて作成した方針は、審査・承認のために内閣に提案し、内閣が承認したら、全ての政府機関が上述の方針に沿って実施および監督するものとする。

第 20 条 委員会は、委員会が定める内容にもとづいて職務を執行することを目的とする特別委員会または小委員会を任命する権限を有するものとする。

特別委員会および小委員会の会議は委員会が定める内容に則るものとする。

第 21 条 第 19 条の (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) および (7) にもとづく方針については、少なくとも、以下の成果がもたらされるよう取り組まなければならない。

(1) 水産動物が絶滅しないよう保存、維持および保護がなされるようにするとともに、水産動物資源を持続的に利用できるようにし、生態系のバランスと生物多様性をもたらす。

(2) 人員、燃料、漁具またはその他の物品のいずれの支援であれ、非合法的な漁業の支援がなされないようにする。

(3) 漁業が国際法および国際規格に則って行われるよう監督および管理する措置を有する。

(4) 予防原則を用いて、水産動物資源への脅威、水産動物の住处または水産動物の生息地の移動に関する保存および管理を行うために、他国家および各国際機関との漁業における協力を強化する指針を有する。

(5) 自然の最大生産に即した漁業が行われるようにし、持続的に利用できるようにするため、十分な時間をかけて生産し生産力を回復する自然のプロセスの妨害または妨げとなるような漁業を行わせないようにする防止措置を有する。

(6) 国際機関の漁業に関する各種規則の進化および発展に合わせた法律、基準、手順および条件の改訂を全ての関係政府機関に義務付けることを定める措置を有する。

(7) 水産資源および水産動物資源を持続的な漁業が可能となる適切な状態に保つための資源の保全および保護に漁業および漁業関連のその他の職業の従事者を参加関与させる指針を有する。

第 22 条 第 19 条の (8) にもとづく水産動物資源の管理指針は、少なくとも、以下の内容が網羅されていなければならない。

(1) 持続的漁業を保全および管理する措置を推進する指針

(2) タイの漁師の権利を保護および保障し、職業および生活を向上および支援する指針

(3) 水産動物資源による利益の過剰な追求を防止する指針

(4) 非合法的な漁業を防止する指針

(5) 水産動物の採捕記録に関する情報および漁業に関するその他何らかの情報の公表および情報交換において国際機関、各国、沿岸国と協力する指針

第 23 条 第 19 条にもとづく方針に則するようにするため、水産局は上述の方針に即した漁業管理計画を作成し、審査のため委員会に提出するものとする。また、承認のため内閣に提出し、その後、関係機関に順守させるものとする。

第 24 条 第 23 条にもとづく漁業管理計画には、少なくとも、以下の内容の実施指針が網羅されていなければならない。

(1) 基準点をベースに検討する、漁獲能力および持続的な漁業が可能となる水産動物の最大生産量に即した漁業許可証発行の指針

(2) 水産動物資源を自然の通常の状態に回復する指針

(3) 商業漁業を行う漁船の数を減らす指針

(4) 非合法的な漁業の数を減らす指針

(5) 地場漁業と商業漁業の利害対立の問題を解決する指針

(6) まだ成長しきっていない水産動物の採捕が行われないよう防止する指針

(7) 漁業に関する情報を拡充する指針

(8) 漁業の管理を強化する指針

第 25 条 水産動物採捕地、淡水漁業区域または沿岸海域における水産動物資源の管理、維持、保全、回復および持続的な活用への地域漁業集落の参加関与を推進し、同集落をサポートするために、水産局は以下の内容の援助または支援を実施するものとする。

(1) 第 19 条の (1) にもとづく方針作成への地域漁業集落の参加関与をサポートする。

(2) 地域漁業集落をグループ化し、局長が告示において規定する基準にもとづいて地域漁業集落組織登録が行われるようサポートする。

(3) 水産動物資源の管理、維持、保全、回復および活用を行う上で地域漁業集落に助言指導するとともに、これらの内容についての集落の事業、プロジェクトまたは活動の実施を援助および支援する。

(4) 水産動物資源の管理、維持、保全、回復および活用に関する知識および情報を広く伝える。

第 2 部

県漁業委員会

第 26 条 大臣が告示において規定する県において県漁業委員会を設けるものとする。委

員会の構成は、県知事を委員長、天然資源・環境省の代表、港湾局の代表、県検事事務所長である県検事、県商務担当官、漁業が行われる区域の郡長、県行政組織長、県農業者会議議長を役職にもとづく委員、また、県知事が任命する 13 名以下の有識者を委員とする。

県漁業担当官を委員兼書記とする。

海岸またはメコン川と接する領域を有する県においては、海軍代表を役職にもとづく委員としてさらに 1 名加える。

第 27 条 第 26 条にもとづく有識者委員は、以下の者から任命するものとする。

(1) 利害関係者の広範性を考慮した上で妥当であると認められる、第 25 条の (2) にもとづいて登録している、沿岸漁業分野、沖合漁業分野、淡水漁業分野、水産動物養殖分野および水産動物加工分野における地域漁業集落組織の代表

(2) 漁業分野または天然資源・環境分野の業務活動の知識または経験を有する者 3 名まで

第 28 条 県漁業委員会の職務権限は以下の通りである。

(1) 第 19 条の (1) にもとづく方針を検討・作成するため、漁業の職業振興ならびに水産動物資源の管理、維持、保全、回復および活用について、担当区域内の地域漁業集落組織の意見を集約し、委員会に指針を提案する。

(2) 担当区域内の水産動物採捕地における漁業または水産動物資源の管理、維持、保全、回復および活用の強化または問題解決の方針を検討し、大臣、委員会または局長に提案する。

(3) 第 56 条、第 71 条および第 77 条にもとづく告示を制定し、官報において公布する。

(4) 大臣または委員会が委任する内容にもとづくその他の業務を実施する。

第 56 条および第 71 条にもとづく告示を制定する差し迫った事情または緊急の必要性がある場合は、県漁業委員会は、60 日以内の期限において暫定的に告示を制定・施行する権限を有するものとする。また、大臣は上述の告示の施行日から 60 日以内に審査を完了するものとする。

大臣が第 2 段落にもとづく期限内に審査を完了しない場合は、大臣による不承認の命令が出るまでの間、上述の告示を引き続き施行するものとする。

県漁業委員会がない県については、県漁業委員会の職務権限を県漁業事務所または局長が委任する者の職務権限とする。ただし、職務権限の行使にあたっては、県知事および関係機関に相談するとともに、関係する市民の意見を聴取するものとする。

第 29 条 第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条の条項、ならびに、第 20 条の小委員会

の任命および小委員会の会議に関する内容を県漁業委員会に準用するものとする。

第3章

タイ水域内での漁業

第30条 本章における条項の目的は、漁業を管理、規制および監督するとともに、地場漁業と商業漁業の利害対立の問題を解決することである。なお、本章にもとづく漁業の規制および監督に関わる部分における職務権限の行使については、関係者は、持続的に漁業を行えるようにするとともに、国民が食料源を適切に有することができるようにするため、科学的手法を用いた上で自然の生産能力を考慮し、基準点を求めるものとする。

第31条 国の公有財産である水産動物採捕地において、局長が告示において規定する内容にもとづく漁具を用いて淡水漁業を行うつもりの方は、担当官から許可証を取得しなければならない。

第1段落の内容は水産動物養殖地における漁業には適用しない。

第32条 局長が告示において規定する内容にもとづく大きさまたは形状の漁船または道具を用いて地場漁業を行うつもりの方は、局長または局長が委任する者から地場漁業許可証を取得しなければならない。ただし、局長が告示において規定する種類の漁具を用いる漁船の使用は除く。

第1段落にもとづく許可証の発行については、漁船1艘ごとに発行するものとし、漁業での使用許可を取得した漁具の数および種類も許可証に記載しておかなければならない。

第33条 地場漁業を行う者は、局長が告示において規定する内容にもとづく漁業の基準および手順を順守しなければならない。

追跡調査に資するために必要不可欠である場合は、局長は地場漁業を行う者に漁業記録簿（少なくとも、採捕した水産動物の種類および量ならびに漁業を行った区域が含まれていること）の作成を義務付けることを定めてもよい。

地場漁業を行う者は第2段落にもとづく漁業記録簿を保管しておき、漁船を帰港させる際に担当官に提示できるようにしておかなければならない。

第34条 地場漁業許可証の取得者が沖合海域において漁業を行うことを禁ずる。

第35条 漁船は用いず、局長が告示において規定する種類および大きさの漁具を用いて漁業を行うことを希望する者は、局長または局長が委任する者から許可証を取得するとともに、局長が告示において規定するまたは許可証に定められている内容にもとづく基準、手順および条件を順守しなければならない。

第 36 条 商業漁業を行うつもりの方は、局長または局長が委任する者から商業漁業許可証を取得しなければならない。

第 1 段落にもとづく許可証の発行については、漁船 1 艘ごとに発行するものとし、許可証には、漁業管理計画に定められている、漁獲能力および持続的な漁業が可能となる水産動物の最大生産量に即した、漁業での使用許可を取得した漁具の数および種類、漁業を行う区域、漁獲許容最大水産動物量または漁業が行える規定の時期を記載しなければならない。

第 37 条 商業漁業許可証の取得者は、省令に規定する内容にもとづいて、船員の労働上の安全、衛生および福祉体制を整えなければならない。

第 38 条 商業漁業許可証の取得者が沿岸海域において漁業を行うことを禁ずる。

第 39 条 第 32 条、第 35 条および第 36 条にもとづく許可証の取得申請者は、以下の欠格条項に該当しないこと。

(1) 第 114 条に規定されている内容にもとづくいずれかの違反を犯したという最終判決を受けたことが過去にあり、最終判決日からまだ 5 年経っていない者である。

(2) 漁業許可証の使用停止処分を受けている最中の者である。

(3) 局長が第 113 条の (1) または (5) にもとづく命令を下し、命令を受けた日からまだ 2 年経っていない者である。

(4) 局長が第 113 条の (2) にもとづく命令を下し、まだ禁止命令の期間を終えていない者である。

(5) 漁業許可証を取り消されたことが過去にあり、許可証取得申請日の時点でまだ 5 年経っていない者である。

(6) 他国または国際機関の権限者により漁業許可証の使用停止処分を受けている最中のまたは漁業許可証を取り消された者であることを当該国または国際機関が文書で通知している。

(7) 5 年間に 2 回漁業許可証を取り消されたことがある者である。

第 40 条 第 31 条、第 32 条、第 35 条および第 36 条にもとづく許可証の期限は、許可証の発行日から 2 年とする。

第 41 条 第 31 条、第 32 条、第 35 条および第 36 条にもとづく許可証の取得者は、許可証を漁船内に貼付し、または、許可証の代わりに用いる目的で水産局が発行するカードを携帯し、検査できるようにしておくこと。

許可証の代わりに用いるカードを許可証の取得者に発行することは水産局の職務とする。

なお、上述のカードは防水素材でできており、許可証の内容が適切に記されていないならない。

第 42 条 第 31 条、第 32 条、第 35 条および第 36 条にもとづく許可証の取得者が漁具を改造し、許可証に記載されている漁具の形状とは異なる状態にすることを禁ずる。

第 43 条 商業漁業許可証の取得者が、許可証に記載されている内容または局長が随時告示において規定する内容とは異なる漁業を行うことを禁ずる。上述の規定については事前に 15 日以上時間を取らなければならない。

第 44 条 漁業許可証は譲渡することはできない。ただし、直系尊属、配偶者または直系卑属への譲渡は除く。

第 45 条 水産動物の最大生産量が持続的な漁業に対して十分ではないことが基準点にもとづく根拠によって示されている場合は、大臣は漁業許可証の発行を一時的に停止するよう告示するものとする。すでに発行済みの許可証については、水産局、関係機関および漁業許可証の取得者で合同会議を開催し、必要に応じて、また、漁業許可証をすでに取得している者が過度な困難を強いられることにならないよう水産動物の採捕量の削減を検討するものとする。なお、結論が出ない場合は、大臣が、妥当と認める範囲において水産動物の採捕量を削減する、または、その他の措置を定めて所定の期限内にこれを順守することを漁業を行う者に義務付ける権限を有するものとする。また、必要がある場合は、本来あるべき最大漁船数、および、本来あるべき数を超える漁船に対して講ずる措置を定めるよう委員会に提案してもよい。

第 46 条 タイ船舶法またはタイ水域航行法にもとづく政府職員が、以下の場合における漁業用船舶の登録を受理することまたは同船舶の使用許可証を発行することを禁ずる。

- (1) 委員会が定める数を超える漁業用の船舶
- (2) 局長が通知する、非合法的な漁業に用いられた漁船リストに載っている船舶
- (3) 過去に外国で登録しており、かつ、非合法的な漁業に用いられた証拠がある船舶

タイ船舶法またはタイ水域航行法にもとづく政府職員は、(3) にもとづく船舶の登録受理または船舶使用許可証の発行を行う前に、旗国からの非合法的な漁業の情報を確認するものとする。

第 4 章

タイ水域外での漁業

第 47 条 本章における条項の目的は、本緊急勅令の目的に則るよう、国際義務に即した

水産動物資源の保全および管理措置を定めるとともに、他国家、民間部門および海外機関との協力を推進することである。

第 48 条 タイ水域外の海域でタイ漁船を用いて漁業を行うつもりの方は、局長または局長が委任する者にタイ水域外漁業許可証の取得を申請するものとする。

第 1 段落にもとづく許可証の発行については、漁船 1 艘ごとに発行するものとし、漁業での使用許可を取得した漁具の数および種類を記載しなければならない。許可申請者が沿岸国の領域内で漁船を行うことを希望する場合は、沿岸国の水域で漁船を行う権利を自身が有する証拠を許可証取得申請者が示し、かつ、許可証取得申請者が沿岸国または関係国際機関の法律、基準および措置を順守できる状態にあることが証拠により明らかである場合に限り、局長または局長が委任する者がこれを許可することができる。

第 39 条の条項を第 1 段落にもとづく許可証取得申請にも準用するものとする。

第 49 条 タイ水域外漁業許可証の取得者が沿岸国の領域または国際機関の管理監督下にある区域で漁業を行う場合は、本緊急勅令を順守しなければならないことに加え、許可証の取得者は当該沿岸国または国際機関の漁業保全および管理の法律、基準および措置を順守しなければならない。

第 50 条 タイ水域外漁業許可証の取得者は、自身が漁業を行う区域の管轄権を有する沿岸国もしくは国際機関が定める基準にもとづき、または、局長が告示において規定する基準にもとづき、オブザーバーを漁船に常駐させなければならない。

オブザーバーは、漁船においてその他何らかの職務を有する者であってはならず、また、局長が告示において規定する内容にもとづくその他の資格を有していなければならない。

オブザーバーの研修および登録の基準および手順は、局長が告示において規定する内容に則るものとする。

第 51 条 オブザーバーの職務は以下の通りである。

(1) 水産動物の採捕、選定、加工および水産動物に関するその他の活動を監視するとともに、監視により発見した情報を記録する。

(2) 生物学面のデータを収集および記録するとともに、採捕した水産動物のサンプルおよび調査に有益となるその他何らかのデータを採取する。

(3) 局長が告示において規定する手順および期限にもとづいて、(1) および (2) にもとづく活動結果をまとめた報告書を作成し、漁船が着港した時点またはオブザーバーが上陸した時点で担当官に渡す。

第 52 条 タイ水域外漁業許可証の取得者がタイ水域内で漁業を行うことを禁ずる。ただ

し、第 36 条にもとづく許可証を取得する場合は除く。

第 53 条 第 37 条、第 40 条、第 41 条および第 42 条の条項をタイ水域外での漁業にも準用するものとする。

第 54 条 タイ漁船の所有者、または、タイ漁船ではないがタイ国籍者の船舶管理者もしくは船員を使うもしくは同国籍者の乗員がいる漁船の所有者である者が、自身の漁船を使ってタイ水域外で漁業を行いまたはその行為を容認し、それにより他国の法律に違反することとなり、かつ、漁船に乗っていた船舶管理者もしくは船員または乗員が外国に取り残される結果となった場合、上述の者を帰国させるのに国が支払った費用を、水産局から通知書を受け取った日から 30 日以内に弁償する義務を有する。

漁船の所有者が第 1 段落にもとづく期限内に費用を弁償しない場合は、水産局は上述の漁船を押収し、競売にかける権限を有するものとする。また、弁償しなければならない金額および支払期限日から競売による代金の受取日までの年率 7.5%の利子を差し引いた後の残金は所有者に返還するものとする。

第 5 章

保全および管理措置

第 55 条 本章における条項の目的は、予防原則にもとづいて、保全および管理により自然の均衡が保たれるようにするとともに、水産動物資源および生態系を持続的に維持していくことである。なお、漁業を行う者は本章における条項に違反してはならず、同条項を順守しなければならない。

第 56 条 いずれの者も、大臣がまたは大臣の承認のもとで県漁業委員会が告示において規定する内容にもとづく水産動物種保護区域で水産動物を採捕することを禁ずる。ただし、学術に資することを目的とした、または、水産動物種の維持を目的とした行為で、局長または局長が委任する者から文書で許可を得ているものは除く。

第 1 段落にもとづく水産動物種保護区域を定める際は、定めた区域の境界を示した地図を告示巻末に添付するものとする。

第 57 条 いずれの者も、大臣が告示において規定するサイズより小さい水産動物を採捕することまたは漁船に水揚げすることを禁ずる。

第 58 条 いずれの者も以下の行為を禁ずる。

(1) 大臣が告示において規定する内容にもとづく危険物質を水産動物採捕地に放出する、流す、捨てる、排出するまたは投下する。

(2) 水産動物採捕地の水産動物を朦朧状態にする何らかの行為をする。

(3) 水産動物にとって有害となる状態を引き起こす何らかの物を水産動物採捕地に放出する、流す、捨てる、排出するまたは投下する。

(4) 水産動物採捕地を水産動物にとって有害となる状態に汚染する。

第 1 段落の内容は、軍務に資するために必要不可欠な止むを得ない行為には適用しないものとする。

第 59 条 水産動物採捕地を故意または過失によって水産動物にとって有害と思われる状態に汚染した者は、水産動物を救出するまたはその生命を守る、および、水産動物採捕地を自然の状態に回復させるのにかかる費用の一切を負担しなければならない。なお、上述については、局長が規定する内容にもとづく。

第 60 条 いずれの者も水産動物採捕地で電流を用いて漁業を行うことまたは爆発物を使うことを禁ずる。当局が水産動物採捕地で爆発物を使うことが必要不可欠である場合は、局長から文書で許可を得て、かつ、水産動物の過度な被害を防止する措置を施した上でこれを行ってよいものとする。

第 1 段落の内容は、軍務に資するための爆発物の使用には適用しないものとする。

第 61 条 いずれの者も、第 58 条および第 60 条にもとづく違反行為によってもしくは第 114 条にもとづく重大な違法漁業によって得た、または、第 94 条にもとづくタイ王国に入ることが禁じられているもしくは第 116 条にもとづくリストの告示に名前が載っている漁船から得た水産動物または水産動物製品であることを承知した上で、水産動物または水産動物製品を商業目的で所有することを禁ずる。

第 62 条 いずれの者も、国の公有財産である水産動物採捕地を現状とは異なる状態に改変することを禁ずる。ただし、担当官から文書で許可を得る場合は除く。

第 63 条 いずれの者も、水産動物採捕地において、水産動物の通り道を遮るもしくは水産動物の成長の妨げとなるダム、堰、堤、柵、建造物、ネット具もしくはその他何らかの漁具の取付、配置もしくは建設または何らかの行為を行うことを禁ずる。ただし、担当官から文書で許可を得る場合は除く。

第 1 段落の内容は、防災に資することを目的とするまたは当局の灌漑業務に資することを目的とする行為には適用しないものとする。

第 64 条 いずれの者も、省令に規定する種類、タイプ、数量または大きさにもとづく、人体もしくはその他の水産動物、水産動物の環境、個人の財産もしくは公有財産に危険をもたらす可能性がある、または、人の健康に危険をもたらす可能性がある水産動物製品で

ある水産動物または水産動物製品を所有することを禁ずる。

第 1 段落にもとづく水産動物または水産動物製品を所有する者は、大臣が告示において規定する期限内に当該水産動物または水産動物製品を担当官に引き渡さなければならない。また、担当官は当該水産動物または水産動物製品を速やかに処分するものとする。

第 1 段落および第 2 段落の内容は、学術に資することを目的とする当局の水産動物または水産動物製品の所有には適用しないものとする。

第 65 条 希少水産動物種の保護または感染症による危険の防止に資することを目的として、大臣は、一部の種類の水産動物の輸入、輸出、通過、養殖または所有を禁ずることを告示において規定する権限を有する。

いずれの者も、第 1 段落にもとづく水産動物を輸入、輸出、通過、養殖または所有することを禁ずる。ただし、局長または局長が委任する者から許可証を取得する場合は除く。

第 66 条 いずれの者も、哺乳類の水産動物、大臣が告示において規定する内容にもとづく希少もしくは絶滅危惧種の水産動物を採捕する、または、上述の水産動物を漁船に水揚げすることを禁ずる。ただし、当該水産動物を救命するために必要不可欠な場合は除く。

第 67 条 いずれの者も、以下の漁具を使用するまたは使用目的で所有することを禁ずる。

(1) 袋状定置網、袖網付きの袋状定置網、竹格子状の囲い罟または形状および方法が類似するその他の道具

(2) 水産動物が入る穴が側面に左右交互にあり、水産動物を採捕するのに用いる折り畳み式の籠網

(3) 袋の底の網目の大きさが局長が告示において規定するサイズより小さい引き網

(4) 発動機船に取り付けて使用する押し網。ただし、オキアミの押し網は除く。

第 1 段落の内容は、地場漁業に資することを目的とする、局長が告示において規定する道具の形式、船の大きさ、漁業方法、漁業区域および条件にもとづく漁具には適用しないものとする。

第 68 条 発動機船に使用するオキアミの押し網を使って漁業を行う者は、網の形式、船の大きさ、使用方法、漁業を行う区域または期間に関する、大臣が告示において規定する条件を順守しなければならない。

第 69 条 いずれの者も、網目が 2.5 センチメートルより小さい巻き網を使用して夜間に漁業を行うことを禁ずる。

第 70 条 いずれの者も、大臣が告示において規定する内容にもとづく、水産動物の産卵・保育期または水産動物を保護する必要があるその他の時期に漁業を行うことを禁ずる。

第 71 条 大臣または県漁業委員会は以下の告示を制定する権限を有する。

(1) 水産動物採捕地での漁業に用いることを禁ずる道具の形式、漁業方法、漁業区域、漁業に用いる漁船の大きさまたはその他の条件にもとづく漁具

(2) 偶然に採捕された水産動物に関する順守規定

(3) 漁業を行う際に柱を打ち込む、挿す、結ぶ、張る、止める、沈める方法、または、当該の道具が固定されるその他の方法を用いる必要がある漁具の使用を認める区域

第 1 段落にもとづく告示は、水産動物資源の調査研究または保全に資することを目的とする行為で、当局によって行われ、かつ、局長または局長が委任する者から文書で許可を得ているものには適用しないものとする。また、何らかの区域において特別に適用する目的で告示を制定する場合においては、定めた区域の境界を示した地図を告示巻末に添付するものとする。

県漁業委員会が決定する内容については、担当区域内で、かつ、淡水漁業区域および沿岸海域でのみ、大臣から承認を得た時点で適用してよいものとする。

本条に資することを目的として、大臣は、沿岸海域における県漁業委員会の担当区域を定める目的で告示を制定する権限を有するものとする。

第 72 条 当該区域の自然の地理もしくは生態系上の特徴により、または、水産動物資源管理における体系的な管理に資することを目的として、第 71 条にもとづく告示の制定を、2 県以上の区域にまたがる区域において実施しなければならない場合は、県漁業委員会が大臣に提案し、県漁業委員会に代わり大臣が権限を行使して決定し、その後、関係の県漁業委員会に通知するものとする。

第 6 章

水産動物の養殖の推進

第 73 条 本章における条項の目的は、経済、社会および環境面の長期的要素ならびに生態系のバランスの維持を考慮した上で、持続性を実現する水産動物の管理という目的に整合する、水産動物の生産源の選択肢の一つとしての水産動物の養殖を推進するとともに、品質および衛生の両面において規格を満たした養殖によって得られる水産動物の消費における信頼性を構築することである。

第 74 条 水産動物の消費における品質の維持および消費者の安全の確保に資することを目的として、水産動物の養殖者は、農産品規格法にもとづく農産品規格委員会が告示において規定する農産品規格に則った正しい手続きを実施するものとする。

第 1 段落にもとづく規格に則った正しい水産動物の養殖を推進、開発および推奨し、生態系および水産動物資源の健全性に影響が生じないようにするとともに、上述の規格に則った正しい手続きを実施する水産動物の養殖者に対し、申請を受けた場合に、水産動物養殖の規格適合証明書を発行することは水産局の職務とする。

第 75 条 第 74 条にもとづく水産動物の養殖の規格適合証明書の申請、または、水産局への何らかの水産動物のタイプ、形状、品質もしくは原産地の審査・認定の依頼もしくは土壌、水、水産動物もしくは生産要素のサンプルの個別の検査・分析の依頼を希望する者は、申請書を提出するとともに、局長が定める規則の内容にもとづく証明書発行または検査の費用を支払うものとする。

第 76 条 水産動物の養殖の質が保たれるよう管理監督し、環境への影響または消費者へのもしくは他者の事業への危険を防止することに資することを目的として、省令を制定して水産動物のタイプもしくは形状、または、水産動物養殖事業の種類、形式、規模もしくは目的を定め、これを管理水産動物養殖事業としてもよいものとする。

第 77 条 第 79 条に従い、いずれの者も、県漁業委員会が水産動物養殖区域として定める区域外で管理水産動物養殖事業を営むことを禁ずる。

第 78 条 局長は、第 77 条にもとづく水産動物養殖区域内で管理水産動物養殖事業を営む者に以下の内容を義務付けることを告示において規定する権限を有するものとする。

(1) 水産動物養殖事業を営む者に、水産動物養殖事業を営むことを規定の方法にもとづいて担当官に通知することを義務付けることを定める。

(2) 水産動物の養殖に使用することを禁ずる水産動物の出所を定める。

(3) 水産動物の養殖に使用することを禁ずる水産動物の飼料の種類、形状および品質を定める。

(4) 水産動物の養殖に使用することを禁ずる薬品、化学製品またはその他何らかの危険物資のタイプおよび量を定める。

(5) 水産動物の養殖により生ずる排水または廃棄物の処理における順守基準および手順を定める。

(6) 水産動物の養殖により生ずる水の水産動物養殖地からの流出の防止における順守基準および手順を定める。

(7) 環境への影響または消費者へのもしくは他者の事業への危険の防止に必要な不可欠なその他の条件を定める。

第 79 条 いずれの者も、国の公有財産である水産動物採捕地において水産動物の養殖を

行うことを禁ずる。ただし、担当官から許可証を取得する場合は除く。

第 44 条の条項を第 1 段落にもとづく許可証の譲渡にも準用するものとする。

第 7 章

管理、監視、調査および検査

第 80 条 本章における条項の目的は、漁業が効果的に行われるようにする管理、監視および検査システムを構築するとともに、漁獲から最終消費者に至るまでの水産動物または水産動物製品の出所を検査できるようにするための効果的な調査システムを構築することである。

第 3 章、第 4 章、第 5 章および第 9 章における条項のほか、合法的な漁業が行われるようにする管理、監視、調査および検査については、本章に規定されている内容に則るものとする。

第 1 部

管理および監視

第 81 条 大臣が告示において規定する内容にもとづく大きさの漁船を出航させて商業漁業を行う者は、以下の手続きを実施しなければならない。

(1) 漁船監視システムを設置するとともに、上述のシステムが常時使用できるよう維持管理する。なお、上述については、局長が告示において規定する基準および手順に則る。

(2) 漁業記録簿（少なくとも、採捕した水産動物の種類および量、停泊地点、水産動物の積み下ろし、販売または水産動物の投棄が含まれていること）を作成する。なお、船舶管理者が内容の正確性を保証しなければならない、また、局長が告示において規定する期間および方法にもとづいて水産局に報告を送付しなければならない。

(3) 局長が告示において規定する基準および手順にもとづいて、船舶入出港届管理センターにおいて漁船の入出港を毎回届け出る。また、漁船停泊港で水産動物を積み下ろしするまたは水産動物もしくは水産動物製品を漁船停泊港に水揚げするために港に停泊する場合は、局長が告示において規定する内容にもとづく漁業記録の写しおよびその他の証拠書類の引き渡しも行わなければならない。

(4) 局長が告示において規定する基準および手順にもとづいて漁船識別マークを作成する。

(5) 局長が告示において規定する基準および期間にもとづいて漁船停泊港に帰港する。

第 82 条 第 81 条にもとづく漁船を漁船停泊港から出航させる前に、船舶の所有者または船舶管理者は、船舶登録に関する書類、船舶使用許可証、漁業許可証、船員の人数・名前および船員手帳または漁船に乗って出航する船員の第 83 条にもとづく許可の証拠、ならびに、省令に規定する内容にもとづく船員の労働上の安全、衛生および福祉体制に関する証拠を、局長が告示において規定する基準および手順にもとづいて船舶入出港届管理センターの担当官に提出しなければならない。

船舶の所有者または船舶管理者が第 1 段落にもとづく書類および証拠を提出しない場合、または、船員の労働上の安全、衛生および福祉体制が省令に規定する内容に則って整備されていない場合は、担当官が漁船停泊港からの出航の禁止または漁船の入港を命じてもよいものとする。

第 83 条 船員は、タイ水域航行法にもとづく船員手帳を有していなければならない。また、船員がタイ国籍を有していない場合は、入国法にもとづくタイ王国内での滞在許可を得なければならない、かつ、外国人就労法にもとづく労働許可証を取得しなければならない。

便宜の供与に資することを目的として、局長は、タイ水域航行法にもとづく港務官と同様に船員手帳を発行し、国家警察局長官と同様に漁船で働くことを希望する外国人に入国法にもとづくタイ王国での一時滞在を許可する権限を有するとともに、外国人就労法にもとづく登記官と同様に当該外国人が海に出て漁業を行う漁船で就労することを許可する権限を有するものとする。

第 2 段落にもとづく許可に際しては、局長は内閣が告示において規定する基準、手順および条件を順守するものとする。加えて、船員手帳を発行した時点またはいずれかの者に許可を与えた時点で、港湾局、国家警察局および雇用局に通知するものとする。なお、上述において、外国人就労法にもとづく船員手帳を申請する、または、入国法および外国人就労法にもとづく許可証を申請する船員の権利は剥奪しない。

局長は、局長が告示において規定する様式にもとづいて船員手帳および許可の証拠を船員に発行する権限を有するものとする。なお、船員は当該の証拠を携帯または自身が常駐する漁船内の安全な場所に保管しておかななければならない。

第 2 段落にもとづく船員手帳の発行および許可については、許可の証拠に記載されている漁船および漁船停泊港区域での就労にのみ、また、許可の証拠に記載されている期間に限り適用できるものとする。

第 84 条 自身の港を漁船停泊港として使用することを希望する者は、水産局に漁船停泊

港として登録しなければならない。ただし、当該停泊港がすでに魚市場事業の一部である場合は除く。

第 85 条 第 84 条にもとづく漁船停泊港の所有者または魚市場事業者は、港のサービスを利用して停泊、水産動物の積み下ろしまたは水産動物もしくは水産動物製品の漁船停泊港への水揚げをする全ての漁船に関する情報を、局長が告示において規定する項目、方法および期間にもとづいて記録しなければならない。また、担当官が記録を検査できるよう記録を保管しておかなければならない。

漁船停泊港の所有者または魚市場事業者は、局長が告示において規定する方法にもとづいて、第 81 条にもとづく船舶の入出港を集計し、その報告を船舶入出港届管理センターに送付するものとする。

第 86 条 第 87 条に従い、商業漁業を行う漁船が、第 84 条にもとづく漁船停泊港、または、局長が告示において規定する内容にもとづく魚市場事業の施設以外のその他の場所において、水産動物を積み下ろしまたは水産動物もしくは水産動物製品を港に水揚げすることを禁ずる。

第 1 段落にもとづく局長の告示では、いずれかの漁船停泊港で水産動物を積み下ろしまたは水産動物もしくは水産動物製品を水揚げできる漁船の大きさも定めてもよい。

第 1 段落にもとづく漁船停泊港の所有者または魚市場事業者は、局長が告示において規定する様式および項目にもとづく水産動物売買伝票を作成し、局長が告示において規定する期間および方法にもとづいて水産局に写しを送付するものとする。

第 87 条 海上で水産動物の積み下ろしを行うことを禁ずる。ただし、水産動物積み下ろし船または水産動物保管船として登録した漁船への積み下ろしは除く。なお、漁業を行う船舶の所有者または船舶管理者は、水産動物の積み下ろしを行う前に通信無線またはその他同様の手段で担当官から許可を得なければならない。また、水産動物の積み下ろし実施後に、船舶管理者が内容の正確性を保証した水産動物の積み下ろし内容を担当官に報告しなければならない。

水産動物の積み下ろしの許可申請、許可および報告の基準および期間は、局長が告示において規定する内容に則るものとする。

第 39 条の条項を第 1 段落にもとづく水産動物積み下ろし船または水産動物保管船の登録申請にも準用するものとする。

非合法的な漁業の防止に資することを目的として、局長は、水産動物の積み下ろしを禁ずることを告示において規定する権限を有するものとする。なお、その際は、水産動物の

積み下ろしを禁止する船舶の種類もしくは大きさ、区域または期間にもとづいて規定してもよい。

第 88 条 水産動物積み下ろし船または水産動物保管船として登録した漁船を出航させて積み下ろしを行う者は、以下の内容を実施しなければならない。

(1) 漁船監視システムを設置するとともに、上述のシステムが常時使用できるよう維持管理する。なお、上述については、局長が告示において規定する基準および手順に則る。

(2) 船舶管理者が内容の正確性を保証した水産動物積み下ろし伝票を作成し、局長が告示において規定する期間および方法にもとづいて水産局に報告するものとする。

(3) 局長が告示において規定する基準および手順にもとづいて、船舶入出港届管理センターにおいて漁船の入出港を毎回届け出る。

第 89 条 水産動物積み下ろし船または水産動物保管船として登録した漁船は、本緊急勅令を順守しなければならないことに加えて、いずれかの沿岸国の領域にある海上での水産動物の積み下ろしの場合は、当該沿岸国の法律、規定または規則を順守しなければならない。また、公海上での水産動物の積み下ろしの場合は、関係国際機関の規定または規則を順守しなければならない。

第 2 部

調査のための証拠

第 90 条 漁業によって得られた水産動物または水産動物製品の合法性の調査に資することを目的として、関係者は、以下の基準にもとづき、検査に用いるための証拠を収集および作成する義務を有するものとする。

(1) 船舶の所有者または船舶管理者は、第 81 条の (2) に規定されている内容にもとづいて漁業記録簿を作成し、水産局に報告を送付しなければならない。

(2) 水産動物積み下ろしまたは水産動物保管船の所有者または船舶管理者は、第 88 条の (2) に規定されている内容にもとづいて水産動物積み下ろし伝票を作成し、水産局に報告を送付しなければならない。

(3) 漁船停泊港の所有者または魚市場事業者は、第 86 条の第 3 段落に規定されている内容にもとづいて、局長が告示において規定する様式および項目にもとづく購入者への水産動物売買伝票を作成するとともに、水産局に写しを送付しなければならない。

(4) 第 3 段落にもとづく漁船停泊港または魚市場事業者から水産動物を購入した者は、当該水産動物を他者に販売または納入する際は、(3) にもとづく水産動物売買伝票に情報

を記入しなければならない。

(5) 水産動物製品の生産または水産動物の加工を行う者は、局長が告示において規定する基準および手順にもとづいて調査のための証拠を作成しなければならない。

(6) 水産動物または水産動物製品の輸入、輸出または通過を行う者は、第 92 条に規定されている内容にもとづき、水産動物採捕証明書または当該水産動物もしくは水産動物製品が合法的な漁業によって得られたものであることを示すその他何らかの文書を有していなければならない。

第 91 条 水産動物の養殖によって得られた水産動物および水産動物製品の出所の調査に資することを目的として、局長は、局長が告示において規定する様式および項目にもとづいて購入者への水産動物売買伝票を作成することを第 76 条にもとづく管理水産動物養殖事業を営む者に義務付けることを定める権限を有する。

第 1 段落にもとづく水産動物の購入者が当該水産動物を他者に販売または納入する際は、第 1 段落にもとづく用紙に情報を記入し、水産動物の購入者または受領者をその都度記載していくものとする。

第 92 条 第 96 条に従い、いずれの者も水産動物または水産動物製品を輸入することを禁ずる。ただし、担当官から許可を得る場合は除く。

水産動物または水産動物製品の輸出または通過を希望する者は、水産動物採捕証明書または当該水産動物もしくは水産動物製品が合法的な漁業によって得られたものであることを示すその他何らかの文書を検査のため先に担当官に提示しなければならない。

第 1 段落にもとづく許可については、水産動物採捕証明書または当該水産動物もしくは水産動物製品が合法的な漁業によって得られたものであることを示すその他何らかの文書を有している場合に限り行ってよいものとする。

第 1 段落にもとづく許可の申請および許可については、局長が告示において規定する基準、手順および条件に則るものとする。

第 1 段落の内容は、タイ漁船が合法的な漁業によって採捕した水産動物または水産動物製品のタイ王国内への運び入れには適用せず、そうしたケースについては、輸入とはみなさないものとする。

第 93 条 水産動物または水産動物製品の輸出を行う者で、水産動物採捕証明書または水産動物製品生産もしくは水産動物加工証明書の申請を希望する者は、様式・手順にもとづいて申請書を水産局に提出するとともに、局長が定める規則にもとづく証明書発行費用を支払うものとする。

第3部

検査措置

第94条 いかなる者も、タイ漁船ではない非合法的な漁業を行う漁船をタイ王国に入れることを禁ずる。

局長は、タイ漁船ではない非合法的な漁業を行う漁船のリストを広く一般に告示する権限を有するものとする。なお、その際は、他国または国際機関が通知する非合法的な漁業を行う漁船のリストから検討するものとする。

第95条 水産動物または水産動物製品をタイ王国内に運び入れることを希望するタイ漁船ではない漁船は、漁船が港に到着する時間の少なくとも48時間前までに前もって担当官に通知しなければならない。なお、情報の通知および入港は大臣が告示において規定する内容に則って行わなければならない。

担当官は、第1段落にもとづく情報を検査するとともに、入港申請の通知を受けてから24時間以内に船舶管理者に通知するものとする。

タイ漁船ではない漁船が第1段落に定められている基準を順守しない場合、または、上述の漁船が非合法的な漁業を行ったもしくは非合法的な漁業に関係していると疑って然るべき理由がある場合は、担当官は入港を拒否するものとする。ただし、船員または漁船の安全上の理由がある場合または不可抗力の場合は除く。

第96条 漁船は第95条にもとづく入港の許可を得て、入港したら、水産動物または水産動物製品の輸入許可申請書を提出するものとする。また、許可を得た時点で、水産動物または水産動物製品を漁船から水揚げすることができる。

船舶の所有者または船舶管理者が以下の内容を証明できる場合を除いて、担当官が第1段落にもとづく輸入を許可することを禁ずる。

(1) 当該漁船が、旗国または沿岸国が発行した漁業または漁業関連活動の許可証を有している。

(2) 非合法的な漁業を行っていないことを示す証拠を有している。

(3) 採捕した水産動物が国際機関の規則に則ったものであることを旗国が然るべき期間内に証明する予定であることを保証する文書を船舶の所有者または船舶管理者が作成する。

船舶の所有者または船舶管理者が第2段落の内容を証明できない場合は、局長は、所定の期間内にタイ王国から退去するよう当該漁船に命ずる権限を有するとともに、旗国またはその他関係国および国際機関に通知するものとする。所定の期間内に当該漁船がタイ王

国から退去しない場合もしくは当該船舶が非合法的な漁業を行ったという明確な証拠がある場合、または、無国籍船である場合は、局長は、当該漁船および漁船内の財産を押収し競売にかけるまたは処分する権限を有するものとする。競売によって得られた金銭は、売却の費用およびその他の費用を差し引いた後、船舶の所有者または船舶管理者が第 2 段落の内容を証明できるまでの間、水産局が押収しておくものとする。船舶の所有者または船舶管理者が競売にかけた日から 1 年以内に証明できない場合は、競売によって得られた金銭は国庫に帰属するものとする。ただし、裁判所が別の命令を下す場合は除く。

第 3 段落にもとづく競売においては、水産動物または水産動物製品も競売にかけることはしてはならない。なお、局長は、上述の水産動物または水産動物製品を処分するようまたは困窮者もしくは社会的弱者に無料で分配するための手続きを行うよう命ずる権限を有するものとする。

第 2 段落にもとづく証拠を示すことはできないものの、非合法的な漁業を行ったという明確な証拠が入港前に確認できなかった漁船については、担当官は、必要に応じて燃料および食料の補給または修理整備のサービスを受けることを許可してもよい。

第 97 条 大臣は、タイ王国と隣接する領域を有する旗国の地場漁業を行う漁船が第 95 条および第 96 条の全てまたは一部を順守しなくてもよいことを告示において規定してもよい。本件においては、大臣は、非合法的な漁業を行わせないようにする目的で上述の船舶に順守を義務付ける実行指針をあわせて定める権限を有する。

第 8 章

水産動物または水産動物製品の衛生

第 98 条 水産動物の採捕、維持管理、水産動物の加工、水産動物および水産動物製品の保管、輸送または積み下ろしにおける衛生面の規格を作成することは水産局の職務とする。その目的は、漁業事業者が自身の事業において規格を実践するよう推進することにより、水産動物および水産動物製品が、衛生面の規格に適合し、消費者にとって安全であるという品質の認証を得られるようにすることである。

第 1 段落にもとづく規格を定める際は、国際規格に即して定めるものとする。

漁業事業者が第 1 段落にもとづく規格に適合する活動を行うようにするための推進および支援に資することを目的として、局長または局長が委任する者は、申請にもとづいて、上述の規格に適合する活動を行う者に規格適合証明書を発行するものとする。

第 3 段落にもとづく証明書の申請については、局長が告示において規定する内容に則る

ものとする。なお、あわせて証明にかかる費用を徴収するよう定めてもよい。

第 99 条 タイが有する義務の順守に資することを目的として、大臣は、全ての種類もしくは一部の種類の漁業事業者または全てもしくは一部の水産動物製品の生産者に第 98 条にもとづく規格の順守を義務付けることを告示において規定してもよい。

第 1 段落にもとづく告示があった漁業事業者または水産動物製品の生産者が規格を適正に順守しない場合は、担当官は、妥当と認める範囲において、漁業事業者または水産動物製品に修正するようまたは活動を所定の期間停止するよう命ずる権限を有するものとする。

第 100 条 いずれかの水産動物採捕地において汚染状態が生じたこと、または、人間もしくは水産動物に有害となりうる、局長が告示において規定する基準を超える有毒物質もしくはその他の物質が混入していることが明らかとなった場合は、局長は、所定の期間中、当該水産動物採捕地において漁業を行うことを禁ずることを告示する権限を有するものとする。

第 9 章

担当官

第 101 条 本章における条項の目的は、本緊急勅令にもとづく職務の執行、とりわけ、検査、管理および監視における職務の執行が効果的に行えるよう、担当官に十分な権限を持たせるとともに、漁業活動に関連する情報の収集が不備なく正確に行われることを確実にすることである。

第 102 条 本緊急勅令にもとづく職務の執行において、担当官は以下の権限を有するものとする。

(1) 本緊急勅令にもとづく審査・手続きの参考とするために、許可取得者、役員、マネージャー、管理の権限を有する者、関係する許可取得者の従業員に陳述に出向くようまたは関連する文書もしくは証拠を送付するよう文書で求める。

(2) 本緊急勅令に則って事が行われるよう検査および管理する目的で、営業時間中に、許可取得者の事業施設もしくは事業に関わる施設、または、水産動物もしくは水産動物製品の輸入、輸出、通過、流通、生産もしくは加工に関わる施設に立ち入る。

(3) 本緊急勅令に則って事が行われるよう検査および管理する目的で、営業時間中に、第 76 条にもとづく管理が必要となる事業施設または事業に関わる施設に立ち入る。

(4) 本緊急勅令に違反する行為があったと疑って然るべき理由がある時には、本緊急勅令に則って事が行われるよう検査および管理する目的で、漁船を管理する、漁船を停止す

る、漁業もしくは水産動物の積み下ろしを停止する、または、漁船の船舶管理者に漁船を入港するよう命ずる、または、漁船に乗り込む、または、いずれかの水産動物採捕地に立ち入る。

(5) 本緊急勅令の違反行為があったと疑って然るべき理由がある場合には、日の出から日没までの時間帯または営業時間中に、刑事訴訟法典にもとづいて搜索する。

(6) 調査または訴訟手続きに資することを目的として、本緊急勅令の違反行為に関連する文書または証拠を押収するまたは差し押さえる。

(7) 本緊急勅令に則って事が行われるよう検査および管理する目的で、水産動物もしくは水産動物製品または何らかの物品のサンプルを採取し、検査または分析する。

(8) 第 64 条または第 65 条にもとづいていずれの者も所有することを禁ずる水産動物または水産動物製品であると疑って然るべき理由がある水産動物または水産動物製品を押収するまたは差し押さえる。

(9) 第 78 条の (4) の禁止事項に違反して水産動物の養殖に使用したまたは使用するものの薬品、化学製品またはその他何らかの危険物資であると疑って然るべき理由がある薬品、化学製品またはその他何らかの危険物資を押収するまたは差し押さえる。

(8) または (9) にもとづいて担当官が押収したまたは差し押さえた水産動物もしくは水産動物製品、薬品、化学製品もしくはその他何らかの危険物資が、人の身体もしくはその他の水産動物、または、水産動物の環境、または、個人の財産もしくは公有財産に危険をもたらす可能性がある状態である場合は、局長は、妥当と認める範囲において処分またはその他の処理を命ずる権限を有するものとする。

(2) もしくは (3) にもとづく立ち入りおよび検査または (5) にもとづく搜索を行い、これが完了しない場合は、引き続き夜間にまたは当該施設の営業時間外にこれを行ってもよい。

局長は、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8) および (9) にもとづく業務の執行規則を制定し、担当官に順守させる権限を有するものとする。

第 1 段落および第 2 段落にもとづく担当官の職務の執行に際しては、許可取得者または関係者は担当官に然るべき便宜を供与するものとする。

第 103 条 許可を得ずにもしくは許可は得ているが許可を得た内容を適正に順守せずに、または、許可証もしくは許可書に定められている条件とは異なった状態で、漁具、建造物またはその他何らかの物品を水産動物採捕地に設置する者に、所定の期間内に撤去するようまたは許可を得ている内容に改めるよう命ずる権限を担当官は有するものとする。

命令を受けた者が、第 1 段落にもとづく内容を所定の期限内に順守しない場合は、担当官は、当該の漁具、建造物またはその他何らかの物品を撤去または処分する手続きを進める権限を有するものとする。なお、上述の手続きの費用は命令を受けた者が負担するものとする。

第 104 条 国際法に従って、また、タイが国際機関との間に有するあらゆるレベルの義務または協定に則るよう、当該区域における漁業を管理監督する権限を有する国の当局者または権限を有する国際機関から要請を受けた時点で、担当官は、職務権限にもとづく調査および手続きのために、タイ水域外で漁業を行っている一切の、無国籍船または非合法的な漁業を行っていることが分かった漁船に乗り込む権限を有し、その際には保護を受けるものとする。

第 1 段落にもとづく漁船への乗り込みにあたっては、担当官は大臣が定める基準を順守するものとする。上述の基準については、各国が実行指針として位置付けるおよび国際連合で認められている基準を考慮するものとする。また、第 105 条の (1) の内容を準用するものとし、その際は、旗国または関係国際機関に通知するものとする。

第 105 条 いずれかの者が本緊急勅令に違反する行為をしたまたは同違反行為に関係していると信ずるに足る証拠がある場合、担当官は以下の手続きを行うものとする。

(1) 嫌疑が掛かる違反の情報を調査結果報告書に記録し、嫌疑が掛かる違反に関する証拠を保管しておくとともに、局長または局長が委任する者に調査報告を渡す。

(2) 所有しているもしくは非合法的な漁業によって得られた漁具、水産動物もしくは水産動物製品の押収を命ずる、または、審査を行い、第 10 章または第 11 章にもとづく命令を下すまでの間の漁船の拘束を命ずる。

第 106 条 局長は、本緊急勅令にもとづく担当官の業務を補佐する目的で、第 25 条の (2) にもとづいて登録した地域漁業集落組織のメンバーを任命する権限を有するものとする。

第 1 段落にもとづいて任命された者は、担当官が要請するまたは定める内容に従って、本緊急勅令にもとづく業務を執行する担当官を補佐する職務を有するものとする。

第 1 段落にもとづいて任命される者の任命、職務執行および身分証明書についての基準、手順および条件は、局長が告示において規定する内容に則るものとする。

職務の執行においては、第 1 段落にもとづいて任命された者は関係者にその都度身分証明書を提示しなければならない。

第 107 条 担当官が本緊急勅令にもとづく業務を常時執行できるようにすることは局長の職務とする。ただし、業務時間外にまたは業務施設外でサービスの利用を申請する者が

いる場合は、サービスの利用を申請する者は局長が告示において規定する料金にもとづく手数料および特別手数料を支払わなければならない。

第 108 条 本緊急勅令にもとづく職務の遂行においては、担当官は許可取得者または関係者に身分証明書を提示しなければならない。

担当官の身分証明書は、大臣が告示において規定する様式に則るものとする。

第 109 条 本緊急勅令にもとづく業務の執行においては、担当官を刑法にもとづく係官とする。

本緊急勅令の違反者の逮捕に資することを目的として、担当官を刑事訴訟法典にもとづく行政または警察職員とする。

第 10 章

行政措置

第 110 条 本章における条項の目的は、本緊急勅令にもとづく執行が、第 11 章に規定されている刑事罰の適用と並行して迅速かつ効果的になされるようにするために十分な行政措置を定めるとともに、重大な法律違反にあたる非合法的な漁業を国際規格に即して定めることである。

第 111 条 許可取得者が、本緊急勅令、本緊急勅令の内容に準拠して制定する省令、告示もしくは規則、または、許可証もしくは許可書に定められている条件に違反したまたはこれらを順守しない場合は、許可証または許可書の発行権限を有する者が、1 回あたり 90 日以内の許可証の使用停止または許可の差し止めを命ずる権限を有するものとする。

第 60 条、第 62 条、第 63 条および第 79 条にもとづく許可取得者が第 1 段落にもとづく基準または条件に再度違反した場合は、許可証または許可書の発行権限を有する者が、許可証または許可の取り消しを命ずる権限を有するものとする。

第 112 条 漁船停泊港の所有者、魚市場事業者、または、水産動物積み下ろしもしくは水産動物保管船として登録した船舶の所有者が、本緊急勅令、本緊急勅令の内容に準拠して制定する省令、告示または規則に違反したまたはこれらを順守しない場合は、局長が登録の取り消しを命ずる権限を有するものとする。

第 113 条 重大な違法漁業を行った者については、局長が以下を命ずる権限を有するものとする。

- (1) 当該漁業によって得られた水産動物もしくは水産動物製品または漁具を押収する。
- (2) 適正に順守するまでの間、漁業を行うことを禁ずる。

(3) 1 回あたり 90 日以内の許可証の使用停止を命ずる。なお、その際は、許可証の使用停止期間が終了するまでの間、当該漁船の使用を禁ずることも命じてよい。

(4) 許可証を取り消すとともに、当該漁船を非合法的な漁業に用いた漁船とすることを告示する。

(5) 違反行為をした漁船がタイ漁船ではない漁船である場合は、漁船を拘束するまたは保証金を預託するよう命ずる。

(1) にもとづく水産動物または水産動物製品の押収においては、局長は、当該水産動物または水産動物製品を元の状態のまま船内で管理および保管しておくよう船舶の所有者または船舶管理者に命じてよい。

第 1 段落にもとづく命令については、局長は、違反の重大性、再犯および違反者の再犯の防止を考慮するものとする。

第 114 条 以下の行為は、第 113 条にもとづく重大な違法漁業とみなすものとする。

(1) 第 10 条にもとづく無国籍船を使った漁業を行う。

(2) 第 31 条、第 32 条、第 35 条、第 36 条または第 48 条にもとづく漁業許可証または漁具使用許可証がない状態で漁業を行う。

(3) 第 81 条を順守しない。

(4) 偽造文書を用いて、または、違反行為の文書もしくは証拠を隠滅して漁業記録を作成するまたは漁業内容を報告する。

(5) 第 36 条にもとづいて定める量もしくは条件を超過する漁業を行う、第 56 条にもとづく漁業禁止区域で漁業を行う、または、第 70 条にもとづく漁業禁止時期に漁業を行う。

(6) 第 42 条にもとづく漁具の改造を行う、または、第 67 条、第 68 条、第 69 条もしくは第 71 条の (1) にもとづく禁止漁具を使用する。

(7) 第 49 条にもとづく沿岸国または国際機関が定めている基準に違反した状態で漁業を行う。

(8) 第 57 条にもとづく規定のサイズより小さい水産動物を採捕するまたは同水産動物を漁船に水揚げする。

(9) 第 66 条にもとづく規定の水産動物を採捕するまたは同水産動物を漁船に水揚げする。

(10) 第 87 条、第 88 条または第 89 条にもとづいて定められている基準に違反する水産動物もしくは水産動物製品の積み下ろしを行う。

(11) 漁船識別マークまたは漁船登録簿を偽造、隠蔽または改変する。

(12) 担当官またはオブザーバーの職務執行を妨害する、担当官の捜査に関連する証拠を隠蔽、隠匿または隠滅する。

(13) 非合法的な漁業を行う漁船に関与する、支援を行うまたは必要な物品を調達する。

(14) (1) から (13) にもとづく行為ではないその他何らかの内容において違反となる行為を、同一の行為である否かにかかわらず、1 年以内に 3 回を超えて行う。

第 115 条 第 111 条にもとづく許可証の使用停止もしくは許可の差し止めもしくは許可証の取り消し、第 112 条にもとづく登録の取り消しの命令、または、第 113 条にもとづく命令の発出に異議がある許可取得者は、命令の通知を受けた日から 30 日以内に以下の者に不服を申し立てる権利を有する。

(1) 命令を発出したのが担当官である場合は、局長に不服を申し立てるものとする。

(2) 命令を発出したのが局長である場合は、大臣に不服を申し立てるものとする。

局長または大臣は、不服申し立てを受けた日から 60 日以内に第 1 段落にもとづく不服申し立ての裁定を終えるものとする。

第 1 段落にもとづく命令に対する不服申し立てによって当該命令の執行が猶予されることはない。ただし、局長または大臣（いずれの者かは場合による）が一旦執行を猶予するよう命ずる場合は除く。

局長または大臣による裁定を最終結論とする。

第 116 条 非合法的な漁業に使用された漁船については、大臣が、当該船舶のリストを広く一般に告示するとともに、漁業に用いる船舶の登録の取り消しを行うようタイ船舶法にもとづく船舶登記官に命じてよいものとする。また、大臣が当該船舶のリストを告示した時点で、または、船舶の登録取り消しの命令を発出した時点で、いずれの者も、大臣が告示において規定する期間（上述のリストの告示日から最低 2 年とする）、当該船舶を用いて漁業を行うことを禁ずる。また、上述の期間中は、漁船停泊港の所有者または魚市場事業が、自身の漁船停泊港または魚市場に上述の漁船が水産動物を水揚げするのを認めることを禁ずる。

第 117 条 第 116 条にもとづく船舶のリストの告示には、少なくとも、以下の内容がなければならない。

- (1) 漁船名および元の名前
- (2) 漁船の旗および船舶の元の国籍旗
- (3) 船舶の所有者、関係する船舶の元の所有者および上述の船舶の受益者
- (4) 国際機関が発行するおよび港湾局が発行する船舶の登録番号または識別番号

- (5) 船舶の写真
- (6) リスト掲載日
- (7) 漁船のリストに掲載される原因となった違反行為の記載
- (8) 漁業に用いる船舶の登録取り消し期間

第 118 条 水産局は、第 116 条にもとづいて大臣が告示する船舶のリストを国際連合食糧農業機関および国際機関に通知するものとする。

第 119 条 大臣は、以下の場合において、非合法的な漁業を行った漁船のリストから漁船の名前を削除してもよい。

(1) 船舶の所有者が、当該漁船が非合法的な漁業とは関わりがないことを示す根拠を提示した。

(2) 当該漁船が難破したまたは破壊された。

(3) 漁船が告示のリストに掲載された日から 2 年以上経過し、その時点で、当該漁船が非合法的な漁業に再び関係しているという報告を受けていない。

(4) 当該船舶の所有者が、合法的に漁業を行えるよう当該船舶を修正したまたは法律に則っていない箇所を全て取り除いたことを示す根拠を提示した。

(5) 当該船舶の所有者が、自身が非合法的な漁業には一切関知または関係しておらず、然るべき防止の措置を取っていることを納得させられるだけの証拠を提示した。

第 120 条 許可証の期限が切れた場合、または、第 111 条または第 113 条にもとづいて許可取得者が許可証もしくは許可書を取り消された場合は、許可取得者は、水産動物採捕地内の、許可取得者の所有物である漁具、建造物またはその他何らかの物品を撤去または処分する処置を、許可証の期限が切れた日または許可証もしくは許可書の取り消し命令の通知を受けた日（いずれの日かは場合による）から 30 日以内に実施するものとする。また、第 103 条の第 2 段落の内容を準用するものとする。

第 11 章

罰則

第 121 条 本章における条項の目的は、法の執行に実効性を持たせ、法律条項への違反をそれがどこで発生するものであれ抑止するとともに、違反者が本緊急勅令の違反行為によって利益を得るのを防止するために、違反行為に見合った適切な刑事罰を定めることである。

第 122 条 漁業従事者または漁業関係者で第 9 条の第 3 段落を順守しない者は、2,000

パーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 123 条 第 10 条に違反した者は、10,000 パーツ以上 100,000 パーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 3 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 10 総トン以上 20 総トン未満である場合は、100,000 パーツ以上 200,000 パーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 20 総トン以上 60 総トン未満である場合は、200,000 パーツ以上 600,000 パーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、600,000 パーツ以上 5,000,000 パーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、5,000,000 パーツ以上 30,000,000 パーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 124 条 第 11 条の第 1 段落に違反した者は、違法に雇用した従業員または労働者 1 人につき 400,000 パーツ以上 800,000 パーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 11 条の第 2 段落、第 3 段落または第 4 段落の違反となる形で工場を操業した者は、2 年以下の禁固刑もしくは 200,000 パーツ以上 2,000,000 パーツ以下の罰金刑またはその両刑に処せられるとともに、違反期間を通して、さらに 1 日につき 100,000 パーツ以上 500,000 パーツ以下の罰金が科される。

第 125 条 第 31 条の第 1 段落または第 32 条の第 1 段落を順守しない者は、10,000 パーツ以上 100,000 パーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 3 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 126 条 地場漁業を行う者で第 33 条を順守しない者は、5,000 パーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 127 条 第 34 条に違反した者は、50,000 パーツ以上 500,000 パーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 128 条 第 35 条を順守しない者は、10,000 パーツ以上 500,000 パーツ以下、または、

漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 129 条 第 36 条の第 1 段落を順守しない者は、100,000 バーツ以上 200,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 20 総トン以上 60 総トン未満の船舶である場合は、200,000 バーツ以上 600,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、600,000 バーツ以上 6,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、6,000,000 バーツ以上 30,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 130 条 第 38 条、第 43 条または第 52 条に違反した者は、100,000 バーツ以上 200,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 20 総トン以上 60 総トン未満の船舶である場合は、200,000 バーツ以上 600,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、600,000 バーツ以上 6,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、6,000,000 バーツ以上 30,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 131 条 第 41 条の第 1 段落を順守しない者は、100,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 132 条 第 42 条に違反した者は、100,000 バーツ以上 200,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 20 総トン以上 60 総トン未満の船舶である場合は、200,000 バーツ以上 600,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、600,000 バーツ以上 6,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、6,000,000 バーツ以上 30,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 133 条 第 48 条の第 1 段落を順守しない者は、2,000,000 バーツ以上 10,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、10,000,000 バーツ以上 20,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、20,000,000 バーツ以上 30,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 134 条 第 49 条を順守しない者は、2,000,000 バーツ以上 10,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、10,000,000 バーツ以上 20,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、20,000,000 バーツ以上 30,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 135 条 第 50 条を順守せずに漁業を行った者は、1,000,000 バーツの罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、2,000,000 バーツの罰金刑に処せられる。

第 136 条 いずれかの者に損失を生じさせるために第 51 条にもとづく職務の執行を怠ったまたは職務を不正に執行したオブザーバーは、1 月以上 2 年以下の禁固刑もしくは 100,000 バーツ以上 2,000,000 バーツ以下の罰金刑またはその両刑に処せられる。

第 137 条 第 54 条にもとづく費用を弁償しない漁船の所有者は、2 年以下の禁固刑もしくは 200,000 バーツ以上 2,000,000 バーツ以下もしくは第 54 条にもとづく費用の 2 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑またはその両刑に処せられる。

第 138 条 第 56 条または第 70 条に違反した者は、5,000 バーツ以上 50,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 10 総トン以上 20 総トン未満である場合は、50,000 バーツ以上 100,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 20 総トン以上 60 総トン未満である場合は、100,000 バーツ以上 500,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、500,000 バーツ以上 5,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、5,000,000 バーツ以上 30,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 139 条 第 57 条に違反した者は、10,000 バーツ以上 100,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 10 総トン以上 20 総トン未満である場合は、100,000 バーツ以上 200,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 20 総トン以上 60 総トン未満である場合は、200,000 バーツ以上 600,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満であ

る場合は、600,000 バーツ以上 5,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、5,000,000 バーツ以上 30,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 140 条 第 58 条に違反した者は、300,000 バーツ以上 500,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 141 条 第 60 条に違反した者は、200,000 バーツ以上 1,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 142 条 第 61 条に違反した者は、10,000 バーツ、または、所有する水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 143 条 第 62 条または第 63 条に違反した者は、10,000 バーツ以上 1,000,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。また、撤去するもしくは水産動物採捕地を自然の状態に回復するか、または、撤去するもしくは水産動物採捕地を自然の状態に回復するのにかかる費用を国が支払った金額にもとづいて国に弁償しなければならない。

第 144 条 第 64 条または第 65 条の第 2 段落に違反した者は、1 年以下の禁固刑もしくは 1,000,000 バーツ以下の罰金刑またはその両刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が水産動物を水産動物採捕地に放した場合、2 年以下の禁固刑もしくは 2,000,000 バーツ以下の罰金刑またはその両刑に処せられる。

第 145 条 第 66 条に違反した者は、300,000 バーツ以上 3,000,000 バーツ以下、または、採捕もしくは漁船に水揚げした水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 146 条 第 67 条の (1) に違反した者は、100,000 バーツ以上 500,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 147 条 第 67 条の (2)、(3) もしくは (4)、第 69 条または第 71 条に違反した者は、10,000 バーツ以上 100,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 10 総トン以上 20 総トン未満である場合は、100,000 バーツ以上 200,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の

額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 20 総トン以上 60 総トン未満である場合は、200,000 バーツ以上 600,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、600,000 バーツ以上 6,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、6,000,000 バーツ以上 30,000,000 バーツ以下、または、漁業によって得た水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 148 条 第 68 条を順守しない者は、漁業によって得た水産動物の額の 3 倍の金額の罰金刑に処せられる。

第 149 条 第 77 条もしくは第 79 条に違反した者または第 78 条の (1)、(5)、(6) もしくは (7) を順守しない者は、10,000 バーツ以上 100,000 バーツ以下の罰金刑に処せられるとともに、違反期間を通して 1 日 10,000 バーツの罰金が科される。また、活動による影響を受けた水産動物採捕地または環境を自然の状態に回復させるか、または、上述の回復にかかる費用を支払わなければならない。

第 150 条 第 78 条の (2)、(3) または (4) を順守しない者は、30,000 バーツ以上 300,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 151 条 第 81 条の (1) もしくは (4) または第 88 条の (1) に違反した者は、20,000 バーツの罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 20 総トン以上 60 総トン未満である場合は、200,000 バーツの罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、1,000,000 バーツの罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、4,000,000 バーツの罰金刑に処せられる。

第 152 条 漁業もしくは水産動物の積み下ろしを行う者で、第 81 条の (2) もしくは (3)、第 82 条または第 88 条の (2) もしくは (3) に定められている基準にもとづく報告を行わなかったもしくは虚偽の報告をした者、または、第 81 条の (5) にもとづいて漁船停泊港に帰港しなかった者は、10,000 バーツの罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 20 総トン以上 60 総トン未満である場合は、100,000 バーツの罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、500,000 バーツの罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、2,000,000 バーツの罰金刑に処せられる。

第 153 条 第 83 条にもとづく船員手帳を有していないまたは許可証を取得していない船員を使用した漁船の所有者は、上述の船員 1 人につき 400,000 バーツ以上 800,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。また、局長が、漁船の所有者の漁業許可証の取り消しを命ずるものとし、さらに、港湾局局長が、タイ水域航行法にもとづく船舶管理者の船長資格証明書の取り消しを命ずるものとする。

第 154 条 第 84 条または第 85 条を順守しない者は、100,000 バーツ以上 1,000,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 155 条 第 86 条の第 1 段落および第 87 条に違反した者または第 89 条を順守しない者は、10,000 バーツ以上 100,000 バーツ以下、または、積み下ろしした水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 20 総トン以上 60 総トン未満である場合は、100,000 バーツ以上 500,000 バーツ以下、または、積み下ろしした水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、500,000 バーツ以上 5,000,000 バーツ以下、または、積み下ろしした水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、5,000,000 バーツ以上 25,000,000 バーツ以下、または、積み下ろしした水産動物の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 156 条 漁船停泊港の所有者、魚市場事業者、管理が必要となる水産動物養殖事業を営む者または上述の者から水産動物を購入した者が、水産動物売買伝票を作成しなかった場合または文書を偽造もしくは虚偽の情報を記入した場合は、10,000 バーツ以上 1,000,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 157 条 水産動物製品の生産または水産動物の加工を行う者が、調査のための証拠を作成しないまたは調査のための証拠を偽造した場合は、100,000 バーツ以上 2,000,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

ツ以下の罰金刑に処せられる。

第 158 条 第 92 条の第 1 段落に違反した者、または、第 92 条の第 2 段落にもとづく水産動物採捕証明書またはその他何らかの文書を偽って提示した者は、輸入、輸出または通過を行った水産動物の額の 5 倍の金額の罰金刑に処せられる。

第 159 条 第 94 条の第 1 段落に違反した者または第 96 条の第 1 段落を順守しない者は、1,000,000 バーツ以上 30,000,000 バーツ以下、または、水産動物もしくは水産動物製品の額の 5 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 160 条 第 97 条にもとづく大臣が告示において規定する内容にもとづく実行指針を順守しない者は、10,000 バーツ以上 300,000 バーツ以下、または、水産動物もしくは水産動物製品の額の 3 倍の金額（のいずれか金額が高いほう）の罰金刑に処せられる。

第 161 条 第 100 条に違反した者は、1 年以下の禁固刑もしくは 1,000,000 バーツ以下の罰金刑またはその両刑に処せられる。

第 162 条 第 102 条の（1）にもとづいて発行される担当官の呼出状の内容を順守しない者、または、第 102 条の第 5 段落にもとづいて担当官に便宜を供与しない者、または、第 113 条の（2）にもとづく局長命令に違反した者は、10,000 バーツ以上 50,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が法人である場合は、100,000 バーツ以上 1,000,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 113 条の（2）にもとづく局長命令の違反が、大きさが 10 総トン以上の船舶を使用したケースである場合は、船舶の大きさにもとづいて、10 総トンを超える部分について罰金を 1 総トンにつき 10,000 バーツ加算するものとする。

第 163 条 オブザーバーの職務の執行を妨害した者は、1 月以上 1 年以下の禁固刑もしくは 100,000 バーツ以上 1,000,000 バーツ以下の罰金刑またはその両刑に処せられる。

第 164 条 通常であれば保持しておくべき情報である、漁船監視システムまたは漁業記録から得られた情報を他者に公開した者は、1 月以上 1 年以下の禁固刑もしくは 100,000 バーツ以上 1,000,000 バーツ以下の罰金刑またはその両刑に処せられる。

第 1 段落の内容は、漁業の追跡調査および管理に関連する職務権限にもとづく公開、または、同職務を担う当局もしくは国内外の機関への公開には適用しないものとする。

第 165 条 漁船識別マークまたは漁船登録簿を偽造、隠蔽または改変した者は、10,000 バーツ以上 100,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 10 総トン以上 20 総トン未満であ

る場合は、100,000 バーツ以上 200,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 20 総トン以上 60 総トン未満である場合は、200,000 バーツ以上 600,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 60 総トン以上 150 総トン未満である場合は、600,000 バーツ以上 6,000,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 1 段落にもとづく違反者が使用した船舶の大きさが 150 総トン以上である場合は、6,000,000 バーツ以上 30,000,000 バーツ以下の罰金刑に処せられる。

第 166 条 本緊急勅令の違反行為を支援した者または同違反行為から報酬を得た者は、当該の違反における正犯と同様の刑に処せられる。

第 167 条 重大な法律違反にあたる違反行為を 5 年以内に再び犯した場合は、各条において定められている刑量を 2 倍に増やすものとする。

第 168 条 本緊急勅令にもとづいて刑が科される違反者が法人であり、当該法人の違反行為が、いずれかの者の命令もしくは行為、または、いずれかの者の果たさなければならぬ職務である命令もしくは行為の不履行に起因するものである場合、当該者は、当該の違反を対象として規定されている内容にもとづく刑も科される。

第 169 条 本緊急勅令の違反行為に用いたまたは同違反行為によって得た漁具、水産動物、水産動物製品、漁船またはその他何らかの物品は、全て没収するものとする。ただし、タイ漁船ではない漁船については、所有者または占有者が、裁判所が定めた通りにすでに保証金を預託している場合は、裁判所が当該船舶の解放を命ずるものとする。

第 170 条 本緊急勅令の諸々の違反については、略式手続委員会が以下の略式手続を行う権限を有するものとする。

第 1 段落にもとづく略式手続委員会の構成については、タイ検事総長府の代表を委員長、国家警察局長の代表を委員、水産局長の代表を委員兼書記とする。なお、委員会は、大臣が適宜定める内容にもとづいてバンコク都域および地方の両方に設けてよいものとする。

略式手続委員会の審査の基準および手順については、違反の重大性、再犯および違反者の再犯の防止を考慮した上で、大臣が定める内容に則るものとする。

被疑者が略式手続で科された金額の罰金を略式手続が終了した日から 30 日以内に支払い、押収されている水産動物または水産動物製品を当局に譲り渡した時点で、刑事訴訟法典にもとづき事件は終了したものとみなす。

第 96 条の第 4 段落の内容を、第 4 段落にもとづいて被疑者が当局に譲り渡す水産動物または水産動物製品にも適用するものとする。

経過規定

第 171 条 本緊急勅令の施行日以前からすでに施行されている、漁業法にもとづいて制定された諸々の勅令、省令、告示、規則または命令については、本緊急勅令にもとづく省令、告示、規則または命令が施行されるまでの間、本緊急勅令に相反しない限りにおいて引き続き効力を有するものとする。

第 172 条 本緊急勅令の施行日以前からすでに告示において規定している諸々の種保護地については、本緊急勅令にもとづく水産動物種保護区域とする。

第 173 条 本緊急勅令の施行日以前から漁業法にもとづいて発行されている諸々の漁業許可証、免許状、許可または許可証については、期限が切れるまたは取り消されるまでの間、引き続き効力を有するものとする。

第 174 条 大きさが 10 総トン以上 15 総トン未満で、かつ、漁業用船舶として登録している漁船を用いて漁業を行う者で、本緊急勅令の施行日以前からすでに免許状を取得している者については、漁業をやめるまで、引き続き地場漁業を行うことを局長が許可してもよい。

第 175 条 本緊急勅令の施行日以前からすでに国の公有財産である水産動物採捕地において水産動物の養殖を行っている者は、本緊急勅令の施行日から 180 日以内に本緊急勅令にもとづく許可証の取得を申請するものとする。また、申請を行った時点で、不許可命令の通知を受けるまでの間、引き続き水産動物の養殖を行ってよいものとする。

第 176 条 水産局は、地域漁業集落組織の登録を実施し、本緊急勅令の施行日から 30 日以内に完了させるものとする。

副署者

プラユット・チャンオチャー陸軍大将

内閣総理大臣

漁具の種類にもとづく漁具使用許可証の税金

(1)	種類：引き網	1 メートル	500	パーツ
(2)	種類：巻き網	1 メートル	20	パーツ
(3)	種類：敷き網または被せ網	1 メートル	30	パーツ
(4)	種類：刺し網	1 メートル	2	パーツ
(5)	種類：その他の漁網	1 メートル	10	パーツ
(6)	種類：桁網	1 帖	3,400	パーツ
(7)	種類：建て網	1 統	4,000	パーツ
(8)	種類：籠網	1 枚	20	パーツ
(9)	大型四つ手網、大型さで網、船舶用さで網 または巻上機付き筏用さで網	1 枚	600	パーツ
(10)	袖網付きさで網、袖網付き四つ手網 または柄無し四つ手網	1 枚	800	パーツ
(11)	(9) および (10) 以外のその他のさで網で、 網の口の幅が 3.5 メートル以上のもの	1 枚	200	パーツ
(12)	長さ 100 メートル以上の延縄	1 本	80	パーツ
(13)	長さ 3 メートル以上の投網	1 枚	200	パーツ
(14)	その他の種類の漁具	1 単位	1,000	パーツ

手数料

(1)	漁業許可証	1 通	10,000	バーツ
(2)	国の公有財産である水産動物採捕地における 水産動物の養殖許可証	1 平方メートル	5	バーツ
(3)	水産動物または水産動物製品の輸入、輸出 または通過許可証	1 通	500	バーツ
(4)	水産動物積み下ろしまたは水産動物保管船 としての船舶の登録	1 通	10,000	バーツ
(5)	漁船内労働許可証	1 通	500	バーツ
(6)	再発行許可証	1 通	100	バーツ
(7)	許可証の譲渡	1 通	100	バーツ
(8)	許可証の更新	1 回あたりの料金は許可証の手数料と同額		

注記：本緊急勅令を公布する理由は次の通りである。仏暦 2558（西暦 2015）年漁業法は、非合法的な漁業を行わせないようにするためのタイ水域内およびタイ水域外における漁業の追跡調査、管理および監視措置が不十分なままであり、加えて、持続的な漁業を可能にするための自然の最大生産に即した漁業の管理も不十分なままである。また、仮に早急に問題解決を図らなければ、タイの漁業に影響を及ぼす可能性がある。したがって、国際規格に即した、非合法的な漁業の防止、抑制および一掃へとつながる漁業の管理、監視、調査および検査措置を加えるとともに、漁業および水産動物資源を持続的に利用できるようにする資源の保全および管理指針を定めるために、また、国の経済面での安定を維持する上で急を要する止むを得ない緊急の事態であり、タイの水産動物および水産動物製品の輸出に影響が出ないように上述の手続きを速やかに完了させなければならないことから、本緊急勅令を制定することが必要不可欠である。

2. 西暦 2017（仏暦 2560）年水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定に関する水産局告示

水産局告示

西暦 2017（仏暦 2560）年

水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定

西暦 2015（仏暦 2558）漁業緊急勅令第 92 条 4 段落の内容に従い、水産局局長による告示は以下の通りである。

第 1 項 本告示は、「西暦 2017（仏暦 2560）年水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定に関する水産局告示」と称する。

第 2 項 西暦 2015（仏暦 2558）年 12 月 29 日付けで公布された、西暦 2015（仏暦 2558）年水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定に関する水産局告示を廃止する。

第 3 項 本告示において、

「水産動物」とは、西暦 2015（仏暦 2558）漁業緊急勅令において定義されたものを意味する。ただし、西暦 2015（仏暦 2558）漁業緊急勅令第 65 条において大臣によって定められた水産動物の品種を除く。

「水産動物製品」とは、西暦 2015（仏暦 2558）漁業緊急勅令において定義された、水産動物の成分が製品の 2 割以上含まれるものを意味する。なお、即席製品を含まない。

「即席製品」とは、加工の過程を経て制作された水産動物由来の製品または水産動物の部位が成分に含まれ、消費が可能な製品を意味する。

「輸入日」とは、タイ王国内に輸送機関もしくは水産動物または水産動物製品が運び入れられる日を意味する。

第 4 項 本告示は、タイ国籍の漁船が合法的な漁業によって捕獲した水産動物または水産動物製品をタイ王国内に運び入れる場合に適用しないものとする。

第 5 項 水産動物または水産動物製品の輸入を希望する者は、本告示の最後に添付されるフォームにて申請するものとする。その際、以下の証拠書類を合わせて提出すること。

- (1) 一般個人の場合、国民 ID カードのコピー、またはパスポートのコピーを提出すること。
- (2) 法人の場合、以下を添付すること。
 - (2.1) 法人登録証明書のコピー
 - (2.2) 法人代表の国民 ID カードのコピー、またはパスポートのコピー

- (3) 代理人に申請を委任する場合、以下の書類も添付すること。
 - (3.1) 委任状
 - (3.2) 委任者および代理人の国民 ID カードのコピー、またはパスポートのコピー
- (4) 輸入する水産動物が漁業活動による産物でないことを証明する書類、または合法的な漁業活動による産物であることを証明するいずれかの書類
- (5) インターネットで水産局の中央申請ネットワークおよび許可証・証明書サポートシステム（Fisheries Single Window: FSW）を通して申請する場合、申請者はシステムの利用登録を完了させ、(4) の通り書類の情報を登録すること。

第 6 項 許可申請は以下の施設にて行うものとする。

- (1) バンコクの場合、水産局水産動物取引・製造仲買管理室、もしくは水産動物検疫所管理センターまたは管轄地域内の水産動物検疫所に申請すること。
- (2) バンコク以外の県については、以下のいずれかにて申請すること。
 - (あ) 水産動物検疫所管理センターまたは管轄地域内の水産動物検疫所
 - (い) 水産動物検疫所の管轄地域外の場合は県水産室
- (3) インターネットで水産局の中央申請ネットワークおよび許可証・証明書サポートシステム（Fisheries Single Window: FSW）を通して申請する。
- (4) 官報に公布された局長によって定められた他の施設および方法にて申請すること。

第 7 項 輸入する水産動物または水産動物製品が合法的な漁業活動による産物であることの検査を効率化するために、輸入目的を明記し、目的別にて水産動物または水産動物製品を分別すること。以下の通り、輸入する数量または主な輸入目的によって判断するものとする。

- (1) 商業目的の輸入とは、水産動物または水産動物製品を輸入し、国内で販売するために輸入することを意味する。
- (2) 輸出目的の輸入とは、水産動物または水産動物製品を輸入し、タイ王国外に輸出することを意味する。国内では販売することなく、あくまで水や空気または包装を交換するための輸入活動である。
- (3) 観賞目的の輸入とは、水産動物を観賞動物として養育するために輸入することを意味する。なお、適度な数量に限る。
- (4) 養殖目的の輸入とは、小型水産動物を養殖し、大きさと重量を増やし、種畜にするために輸入することを意味する。
- (5) 繁殖目的の輸入とは、種畜の水産動物を輸入し繁殖活動に使用することを意味する。
- (6) 輸出用養殖目的の輸入とは、国内で販売することなく、一時期養殖したのち輸出するために輸入することを意味する。なお、押印された輸入および輸出検査証明書がなければならない。

- (7) 消費目的の輸入とは、水産動物または水産動物製品を食品に使用する、または食品に調理するために輸入することを意味する。
- (8) 研究目的の輸入とは、研究するために水産動物または水産動物製品を輸入することを意味する。なお、許可申請には研究計画を添付するものとする。
- (9) 輸出生産目的の輸入とは、水産動物または水産動物製品を輸入し、輸出のために全量または一部を加工することを意味する。
- (10) その他目的の輸入とは、(1) ～ (9) に定義されたもの以外の目的にて水産動物または水産動物製品を輸入することを意味する。

第 8 項 許可証申請者は、水産動物または水産動物製品を輸入する 1 営業日前までに申請すること。ただし、輸入当日に携帯し許可申請を許可された者を除く。

第 9 項 許可証申請書を受理すると、職員による許可証申請書および書類またはその他証拠の正確性および完全性の検査を行うものとする。

上段落の許可証申請書、書類または証拠に不備または不足がある場合は、許可証申請者に、正確かつ不足なく許可証申請書の修正、または書類もしくは証拠を期限までに再提出させるものとする。

申請者が許可証申請書の修正を行わない、または期限までに不足なく正確に書類もしくは証拠を提出しない場合は、期限を超過した日をもって当申請を無効とする。その旨を職員が許可証申請者に知らせるものとする。

職員が輸入許可を判断する場合は、本告示の最後に添付されるフォームの通り、水産動物または水産動物製品の輸入許可証を発行するものとする。

第 10 項 水産動物または水産動物製品が検疫所管理センターまたは水産動物検疫所に届いた際に、輸入者は通過する港の職員に許可証および輸入に必要な以下の書類を提示し、職員に許可証の通りに水産動物または水産動物製品の検査を受けなければならない。

10.1 漁船や積み下ろし船または水産動物輸送船による特定輸入の場合は、船舶検査報告書 (Port Inspection Report) のコピー、または水産動物漁獲証明書 (Catch Certificate) および取引の請求書 (Invoice) または船荷証券 (Bill of lading) (あれば) を提示しなければならない。

10.2 10.1 の輸入以外の場合は、水産動物漁獲証明書 (Catch Certificate) または、輸出時の通関証明書 (Custom Clearance) のコピー、輸出時の通関申告書 (Custom Declaration) もしくは公的機関によって発行された水産動物・水産動物製品輸出証明書、および取引の請求書 (Invoice)、航空貨物運送状 (Air Waybill) または船荷証券 (Bill of lading) (あれば) を提示しなければならない。

なお、上段落は以下の水産動物または水産動物製品に適用しないものとする。

- (1) 適量に携帯して入国する水産動物または水産動物製品
- (2) 返送された商品

第 11 項 水産動物または水産動物製品の検査を行った結果、申告通り正確かつ不足がなく、合法的な漁業によって捕獲した水産動物または水産動物製品であることを証明する書類が揃っている場合は、職員はその水産動物または水産動物製品の輸入を許可する。

第 12 項 本告示に従って発行された許可証は、職員が水産動物または水産動物製品の品種、大きさおよび数量または分量が許可証に記載された通りであることを検査した場合に限り法的効力を有する。

第 13 項 本告示に従って発行された許可証は、許可日から 60 日間有効とする。

第 14 項 西暦 2015（仏暦 2558）年 12 月 29 日付けで公布された、西暦 2015（仏暦 2558）年水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定に関する水産局告示がまだ有効の時期、かつ本告示が有効になる前の時期に提出され、職員の判断を待っている段階の許可証申請書については、本告示に従って提出されたものと見なしてよい。

第 15 項 西暦 2015（仏暦 2558）年 12 月 29 日付けで公布された、西暦 2015（仏暦 2558）年水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定に関する水産局告示に従って発行された許可証については、有効期限まで使用してよいものとする。

第 16 項 本告示は、官報における告示日の翌日から 60 日間経過後に有効とする。

告示日 2017 年 3 月 31 日
アディソン・プロムテープ
水産局局長

水産動物または水産動物製品輸入許可申請書

(Application form for Aquatic Animal or Aquatic Animal Product Import Permit)

1. 申請先(Submit to)		2. 略称(Title)	
		3. 番号(No.)	
4. 輸入者(Importer)	納税者番号/支店番号 (Tax No./Branch)	5. 輸出者(輸出国)(Exporter of Exporter Country)	
6. 目的(Purpose)		7. 輸入日(Arrival Date)	8. 輸入手段(Mean of Transport)
9. 輸送手段の名称/番号/タイプ/大きさ (Vessel/Vehicle/Flight)		10. コンテナ番号(Container No.)	
11. 生産場所/捕獲地(Warehouse/Cold Storage)			12. 積送国 (Consignment Country)
13. 輸入水産動物検疫所 (Fisheries Port (Discharge Port))	14. 水産動物検疫所輸入許可 (Fisheries Port (Release Port))	15. 税関港(Customs Port (Discharge Port))	16. 寄船港(Intended port of call)
17. 商品所蔵場所(Production Facilities)		18. 口 戻し荷理由 (Return Cargo)	19. 許可の詳細 --付録の通り (--Details--)
20. 参考資料(Reference) 1. 漁業によって捕獲した水産動物または水産動物製品は、公的機関または政府から認可された機関によって発行された水産動物漁獲証明書を提示すること。 2. 養殖によって得られた水産動物または水産動物製品は、公的機関または政府から認可された機関によって発行された水産動物養殖証明書を提示すること。 3. 輸入する水産動物が養殖または合法的な漁業活動による産物であることを証明するいずれかの書類(公的機関または政府から認可された機関によって発行されたもの)			
21. 申請書記入日 (Application Date)	22. 輸入代理人(Attorney)		
23. 申請書提出日 (Submitted Date)	25. 署名(Signature)	26. 役職および担当機関押印(Officer Position and Emblem of Government Office)	
24. 申請書受理日 (Accepted Date)			

1. 申請先(Submit to)	2. 略称(Title)	A
	3. 番号(No.)	

番 号 (No)	水産商品				数量 (Quantity/Unit)	重量 (Net Weight/Unit)	大きさ (Size/Unit)	価格 (パーツ) (Value Baht)	請求書 /番号/出所 (Invoice/No./Source)
	統計品目 番号/詳細 (HS Code)	商号/ 登録番号 (Trade Name /Registration no.)	学名/ 一般名 (Scientific Name/ Common Name)	原産国 (Origin Country)					
合計(Summary)									

21. 申請書記入日(Application Date)	22.輸入代理人(Attorney)	25. 署名(Signature)	26. 役職および担当機関押印(Officer Position and Emblem of Government Office)
23. 申請書提出日(Submitted Date)	24. 申請書受理日(Accepted Date)		

水産動物または水産動物製品輸入許可証

(Aquatic Animal or Aquatic Animal Product Import Permit)

1. 許可証発行元(Issued by)		2. 略称(Title)	
		3. 番号(No.)	
4. 輸入者(Importer)	納税者番号/支店番号(Tax No./Branch)	5. 輸出者(輸出国)(Exporter of Exporter Country)	
6. 目的(Purpose)		7. 輸入日(Arrival Date)	8. 輸入手段(Mean of Transport)
9. 輸送手段の名称/番号/タイプ/大きさ (Vessel/Vehicle/Flight)		10. コンテナ番号(Container No.)	
11. 生産場所/捕獲地(Warehouse/Cold Storage)			12. 積送国(Consignment Country)
13. 水産動物検疫所 (Fisheries Port (Discharge Port))	14. 水産動物検疫所輸入許可 (Fisheries Port (Release Port))	15. 税関港(Customs Port (Discharge Port))	16. 寄船港(Intended port of call)
17. 商品所蔵場所(Production Facilities)		18. 口戻し荷理由 (Return Cargo)	19. 許可の詳細 --付録 (--Details--)
20. 参考資料(Reference)			
21. 許可証における条件(Conditions) 1. 輸入許可を受けた者が税関所を通してタイ王国に輸入できるものは本許可証に記載された水産動物に限る。許可を受けた者は、発行された許可証 1 部につき、タイ王国に水産動物を輸入するのに 1 回限り使用できるものとする。 2. タイ王国に水産動物を輸入する前に、水産動物検疫所の職員に検査の準備を行わせるために、許可を受けた者は少なくとも輸入する 1 営業日前までに職員に知らせなければならない。 3. 許可を受けた者は、輸入する水産動物が合法的な漁業活動または養殖による産物であることを証明する書類を提示しなければならない。 4. 許可を受けた者がタイ王国に輸入する水産動物は、許可証に記載された通りの品種、大きさおよび数量でなければならない。または、許可証に記載された分を超えないものでなければならない。 5. 本許可証は、職員が水産動物または水産動物製品の検査を完了した場合に限り法的効力を有する。 6. 輸入する水産動物が感染病要注意生物である場合、許可された者は水産動物の輸出国において法的権限を持った公的機関によって発行された水産動物の衛生証明書をタイ王国に輸入する際に職員に提示し、その水産動物が病気に感染していないことを証明しなければならない。ただし、水産動物の死骸や一部など、感染病を持ち得ない状態を除く。			
22. 発行日(Issue Date)	23. 輸入代理人(Attorney)		
24. 有効日(Effective Date)	26. 署名(Signature)	27. 役職および担当機関押印(Officer Position and Emblem of Government Office)	
25. 有効期限(Expire Date)			

1/2 ページ

1. 許可証発行元(Issued by)	2. 略称(Title)	A
	3. 番号(No.)	

番号 (No)	水産商品(Fisheries Commodity)				数量 (Quantity/Unit)	重量 (Net Weight/Unit)	大きさ (Size/Unit)	価格 (パーツ) (Value (Baht))	請求書 /番号/出所 (Invoice/No./Source)
	統計品目 番号/詳細(HS Code)	商号/ 登録番号 (Trade Name /Registration no.)	学名/ 一般名 (Scientific Name/ Common Name)	原産国 (Origin Country)					
合計									

22. 発行日(Issue Date)	23. 輸入代理人(Attorney)	26. 署名(Signature)	27. 役職および担当機関押印 (Officer Position and Emblem of Government Office)
24. 有効日(Effective Date)	25. 有効期限(Expire Date)		

3. 西暦 2024 年（仏歴 2566）年水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における原則・方法および条件の制定に関する水産局告示(第 3 版)

水産局告示

2024 年

件名 水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定(第 3 版)

2015 年の漁業緊急勅令の第 92 条の第 4 段落の権限に基づき、水産局局長が以下の通り告示する。

第 1 条 本告示を「水産局告示 2024 年、件名 水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定(第 3 版)」と呼ぶ。

第 2 条 2017 年 3 月 31 日付の水産局告示 2017 年、件名「水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定」の第 5 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 5 条 水産動物または水産動物製品の輸入を希望する者は、本告示末尾に添付する書式による許可申請書を提出するとともに、以下の証拠書類を添付又は提示し、情報を記すこと。

(1) 一般個人の場合、国民 ID カード、またはパスポートを提示すること。

(2) 法人の場合、以下の証拠を提示すること。

(a) 法人登記証明書のコピー

(b) 法人を代表する権限者の国民 ID カード、またはパスポート

(3) 代理人に申請を委任する場合、以下の証拠も添付すること。

(a) 法律で規定する収入印紙を貼った委任状

(b) 委任者および代理人の国民 ID カードのコピー、またはパスポートのコピー

(4) 当該の水産動物または水産動物製品が合法的な漁業により得られたことを示す、政府機関または政府が輸入を認可した機関が発行する水産動物捕獲証明書 (Catch Certificate) のコピー、または以下の他の書類のコピー

(a) 水産動物または水産動物製品の輸出証明書のコピー

(b) 輸出時の通関証明書(Custom Clearance)のコピー

(c) 輸出時の通関申告書(Custom Declaration)のコピー

(5) インボイス(Invoice)

(6) 積荷目録(あれば)

(7) 海面漁業による水産動物を 1 種類より多く輸入する場合は、梱包明細書(Packing List)が必要。ただし、梱包した水産動物の種類および数量を記載した箱形態による輸入を除く。その場合、書類番号、書類発行日、梱包番号、各梱包における水産動物の種類および数量、梱包数および総量の情報を示すこと。なお、梱包上の番号を正確に、はっきりと示し、梱包明細書(Packing List)の記載と一致していること。

(8) 係官が検査できるように、水産動物または水産動物製品の保管場所または物流センターの場所を記すること

(9) タイ国籍でない漁船による輸入は、外国漁船の入港許可通知書番号(NOTIFICATION TO FISHING VESSEL FOLLOWING A REQUEST TO ENTER PORT)を記すこと。

(10) タイ国籍の積み下ろし船で 30 グロストン以上の輸入の場合、入港通知承認(Port In)番号を記すこと。

(11) インド洋まぐろ類委員会 (Indian Ocean Tuna Commission: IOTC) 管轄の海域内で、かつ巾着網 (Purse Seine) および一本釣り (Pole and Line) で漁獲された、かつ缶詰め加工目的以外の HS コード 0303 の冷凍めばちまぐろ (BIGEYE TUNA) および HS コード 0304 のフィレ (Fillet) を輸入する場合、順に IOTC めばちまぐろ統計証明書 (IOTC BIGEYE TUNA STATISTICAL DOCUMENT) のコピー、または IOTC めばちまぐろ再輸出証明書 (IOTC BIGEYE TUNA RE-EXPORT CERTIFICATE) のコピーを添付すること

(12) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas ; ICCAT) 管轄の海域内で漁獲された冷凍および冷蔵 (まるごとの状態および魚肉) のめかじき (Swordfish) は、順に ICCAT めかじき統計証明書 (ICCAT SWORDFISH STATISTICAL DOCUMENT) のコピー、または ICCAT めかじき再輸出証明書 (ICCAT SWORDFISH RE-EXPORT CERTIFICATE) のコピーを添付すること

(13) 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources: CCAMLR) 管轄の海域内で漁獲されたメロ (Tooth fish) の輸入は、輸入先国が発行するメロ輸出証明書 (Dissostichus Export Documents) のコピー、またはメロ再輸出証明書 (Dissostichus Re-Export Documents) のコピーを添付すること

(14) タイ王国から外国に輸出し、輸出先からタイに返送される水産動物または水産動物製品を輸入する場合は、水産動物または水産動物製品の輸出通知書(DOF4)の番号を記すこと。

(15) 他の法律で定めるその他の輸入付属書類

(4)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、および(14)の内容は、携帯品の水産動物または水産動物製品には適用されない。

第 3 条 2017 年 3 月 31 日付の水産局告示 2017 年、件名「水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定」の第 6 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 6 条 第 5 条に基づく許可申請書を提出する場合、以下の場所又は方法で提出すること。

(1) 管轄区域の水産物検疫所管理センター、または水産物検疫所

(2) インターネットで水産局の中央申請ネットワークおよび許可証・証明書サポートシステム (Fisheries Single Window: FSW) を通して提出する。申請者は、2022 年水産局の中央申請ネットワークおよび許可証・証明書サポートシステムの規定に基づき、使用登録を完了していること。

(3) 局長が官報で告示して定める他の場所および方法」

第4条 2017年3月31日付の水産局告示2017年、件名「水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定」の第10条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第10条 水産動物または水産動物製品が検疫所管理センターまたは水産動物検疫所に到着した際に、輸入者は係員に対し、輸入許可証および本告示の添付資料に基づく必要な書類を提示しなければならない。係員は本告示の添付資料に従って検査を行うとする。ただし、タイ国籍ではない漁船による輸入およびタイの積み下ろし船による輸入を除く。

第5条 2017年3月31日付の水産局告示2017年、件名「水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定」の第12条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第12条 本告示に基づき発行する許可証は、係官が水産動物または水産動物製品を検査し、その種類、サイズ、数、または量が許可証の記載と正しく一致することを確認した場合に限り、法的効力を有する。

第1段落に記す水産動物または水産動物製品の検査は、本告示末尾に添付する水産動物および水産動物製品の検査方法、手順に従うものとする。」

第6条 本告示の施行日前に提出されている全ての申請書は、本告示に基づく許可申請書の提出と見なし、本告示で定める申請書の付属書類を添付、または提示するよう申請者に求める義務および権限を係官に付与する。

本告示の施行日前にまだ審査が完了していない水産動物または水産動物製品の輸入許可証の発行許可審査は、本告示で定める基準、方法および条件を適用して審査するものとする。

本告示の施行日前にまだ実施が完了していない輸入には、本告示で定める基準、方法および条件を適用する。

第7条 本告示を告示日（訳注：2024年5月7日）より施行する。

2024年5月7日告示

（バンチャー・スックゲオ）

水産局局长

水産動物または水産動物製品輸入許可申請書

(Application form for Aquatic Animal or Aquatic Animal Product Import Permit)

1. 申請先(Submit to)		2. 略称(Title) DOF 1	
		3. 番号(No.)	
4. 輸入者(Importer)	納税者番号/支所 No.(Tax No./Branch)		5. (原産国からの)輸出者(Exporter of Exporter Country)
6. 目的(Purpose)		7. 輸入日(Arrival Date)	8. 輸入手段(Mean of Transport)
9. 乗物の名/番号/区分/容積(Vessel/Vehicle/Flight)		10. コンテナ番号(Container No.)	
11. 製造施設/捕獲場所(Warehouse/Cold Storage)			12. 積出国 (Consignment Country)
13. 輸入水産動物検疫所 (Fisheries Port(Discharge Port))	14. 認可水産動物検疫所 (Fisheries Port(Release Port))	15. 輸入税関 (Customs Port(Discharge Port))	16. 寄港地 (Intended port of call)
17. 商品保管施設(Production Facilities)		18. ☐ 返送(Return Cargo) 理由	19. 許可の詳細 -末尾添付リストの通り- (-Details-)
20. 参照書類(Reference)			
21. 申請書記入日(Application Date)		22. 輸入者代理人(Attorney)	
23. 申請書提出日(Submitted Date)	25. 署名(Signature)	26. 肩書及び機関の印章 (Officer Position and Emblem of Government Office)	
24. 申請書受理日(Accepted Date)			

1. 申請先(Submit to)					2. 略称(Title)		A		
					DOF_1				
					3. 番号(No.)				
番 号 (No.)	水産商品(Fisheries Commodity)				数、量/ 単位 (Quantity/Unit)	正味重量/ 単位 (Net Weight/Unit)	寸法/単位 (Size/Unit)	価額(バーツ) (Value (Baht))	インボイス /番号/出所 (Invoice/No./Source)
	統計品目番号/詳細 (HS Code)	商標名/商標登録番号 (Trade Name/Registration no.)	学名/一般名 (Scientific Name/ Common Name)	原産国 (Origin Country)					
合計(Summary)									
21. 申請書記入日(Application Date)		22. 輸入者代理人(Attorney)		25. 署名(Signature)		26. 肩書及び機関の印章 (Officer Position and Emblem of Government Office)			
23. 申請書提出日(Submitted Date)		24. 申請書受理日(Accepted Date)							



水産動物または水産動物製品輸入許可書

(Application form for Aquatic Animal or Aquatic Animal Product Import Permit)

1. 申請先(Submit to)		2. 略称(Title) DOF 2	
		3. 番号(No.)	
4. 輸入者(Importer)	納税者番号/支所 No.(Tax No./Branch)	5. (原産国からの)輸出者(Exporter of Exporter Country)	
6. 目的(Purpose)	7. 輸入日(Arrival Date)	8. 輸入手段(Mean of Transport)	
9. 乗物の名/番号/区分/容積(Vessel/Vehicle/Flight)		10. コンテナ番号(Container No.)	
11. 製造施設/捕獲場所(Warehouse/Cold Storage)		12. 積出国 (Consignment Country)	
13. 輸入水産動物検疫所 (Fisheries Port(Discharge Port))	14. 認可水産動物検疫所 (Fisheries Port(Release Port))	15. 輸入税関 (Customs Port(Discharge Port))	16. 寄港地 (Intended port of call)
17. 商品保管施設(Production Facilities)		18. ☐ 返送(Return Cargo) 理由	19. 許可の詳細 -末尾添付リストの通り- (-Details-)
20. 参照書類(Reference)			
21. 許可書における条件(Conditions)			
22. 発行日(Issue Date)		23. 輸入者代理人(Attorney)	
24. 発効日(Effective Date)		26. 署名(Signature)	
25. 有効期限日(Expire Date)		27. 肩書及び機関の印章 (Officer Position and Emblem of Government Office)	

1. 許可書発行者(Issued by)					2. 略称(Title)		A		
					DOF_2				
					3. 番号(No.)				
番号 (No.)	水産商品(Fisheries Commodity)				数、量/ 単位 (Quantity/Unit)	正味重量/ 単位 (Net Weight/Unit)	寸法/単位 (Size/Unit)	価額(バーツ) (Value (Baht))	インボイス /番号/出所 (Invoice/No./Source)
	統計品目番号/詳細 (HS Code)	商標名/商標登録番号 (Trade Name/Registration no.)	学名/一般名 (Scientific Name/ Common Name)	原産国 (Origin Country)					
合計(Summary)									
22. 発行日(Issue Date)		23. 輸入者代理人(Attorney)			26. 署名(Signature)		27. 肩書及び機関の印章 (Officer Position and Emblem of Government Office)		
24. 発効日(Effective Date)		25. 有効期限日(Expire Date)							

 商品検査通知書 Fishery Goods Inspection Notification					
1. 発行者(Issued by)				2. 略称(Title)	
				3. 番号(No.)	
事業者記入欄(Part of Enterprise)					
4. 通関手続者(Formality person)				納税者番号/支所番号 (Tax No./Branch)	
5. 通関検査者名 (Inspected proceeding person)		国民身分証明証番号 (ID No.)		6. 携帯電話番号 (Mobile No.)	
7. 実際の輸入/輸出/通過日 (Confirmed Arrival/Departure/transit Date)				8. 商品検査請求日時 (Inspection Date and time)	
係官記入欄(Part of Officer)					
9. 検査場所(Inspection place) ○ ○ 商品保管/配送施設				10. 商品保管/配送施設 - -末尾添付の詳細通り- (-Details-)	
11. 審査結果 (Decision)	12. 押収/留置 (Action)	13. 抜取検査 (Sampling test)	14. 連絡係官(Contacting officer)		
15. 備考(Remark)					
16. 参照書類(Reference)					
17. 検査通知書の条件(Conditions)					
18. 発行日(Issue Date)		19. 輸入者代理人(Attorney)			

 商品検査通知書 Fishery Goods Inspection Notification		
1. 発行者(Issued by)		2. 略称(Title)
		3. 番号(No.)
係官記入欄(Part of Officer)		
10. 商品保管/配送施設		
会社名/住所		コンテナ番号/国内車両登録番号
☐ 施設		
☐ 施設		
☐ 施設		
☐ 施設		
☐ 施設		
☐ 施設		
☐ 施設		
18. 発行日(Issue Date)		19. 輸入者代理人(Attorney)

水産局告示、2024 年

件名 水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および 許可における規則・方法および条件の規定(第3版)の末尾に添付する 水産動物または水産動物製品の検査方法、手順

1. 係官が 2017 年 3 月 31 日付の水産局告示 2017 年、件名「水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の規定」並びにその改正増補版の第 10 条に基づく水産動物または水産動物製品の検査申請を受けた時、係官は保管場所および物流センターの情報、コンテナ番号およびタイ国内の車両番号、並びに以下の証拠書類を検査するものとする。

- (1) 水産動物または水産動物製品の輸入許可証
- (2) 積荷目録(あれば)
- (3) 輸入付属書類
- (4) その他法令で定める輸入付属書類

2. 係官が本告示末尾に添付する水産動物または水産動物製品の検査方法、手順の第 1 項に基づく検査を行った後、水産局の中央申請ネットワークおよび許可証・証明書サポートシステム (Fisheries Single Window: FSW) で定める基準に従い、リスク評価を行い、以下のリスクレベルに応じて水産動物または水産動物製品の開封検査基準を適用する。

レベル 3 高リスク 輸入の都度開封検査する

レベル 2 中リスク 輸入の 50%以上を開封検査する

レベル 1 低リスク 輸入の 30%以上開封検査する

リスク評価を受けた水産動物または水産動物製品で、システム上で開封検査しないとなった場合、係官はその水産動物または水産動物製品を開封検査しない。ただし、合理的な理由がある場合、係官の判断によって水産動物または水産動物製品の開封検査を行うことができる。また、システム上で開封検査となった場合、係官は下記に従い、水産動物または水産動物製品の検査を実施する。

- (1) 輸入許可した水産動物または水産動物製品の種類、サイズ、数、または量と一致しているかを検査する
- (2) 係官が(1)に基づく検査を行った後、工場または事業所における水産動物または水産動物製品の検査を希望する場合、係官は以下の手順に従うとする。
 - (a) 関税局および輸入者に通知する
 - (b) コンテナの番号を確認し、コンテナまたは収納容器をシール封印する
 - (c) 水産局のシール (SEAL) を貼り、工場または事業所に移動するに向けて水産動物または水産動物製品を管理する
 - (d) 水産動物または水産動物製品が工場または事業所に到着した際、水産局の係官が水産局のシール (SEAL) を確認してから、水産局のシール (SEAL) を切り、輸入水産動物または水産動物製品の種類、サイズ、数、または量を確認する。
- (3) 水産動物または水産動物製品を検査した結果、水産動物または水産動物製品が取得した輸入許可証の内容と正確かつ完全に一致することが判明した場合、係官が水産動物または水産動物製品の輸入を許可し、輸入水産動物移動証明書(IMD)を発行する。

3. タイ国籍ではない漁船による輸入およびタイの積み下ろし船による水産動物または水産動物製品を検査する場合、係官が以下に従うとする。

(1) 寄船港で水産動物または水産動物製品の種類および量を分別する場合、係官が水産動物または水産動物製品の荷降ろしおよび分別を管理する。

(2) 工場または事業所で水産動物または水産動物製品の種類および量を分別する場合、係官が以下に従うとする。

(a) 水産動物または水産動物製品の船から積載に用いる車両への積換えを管理し、輸入水産動物商品管理記録(Tally sheet)に水産動物または水産動物製品の積換え情報を記録すると共に、工場または事業所に向けて送られる水産動物を管理するために、積載に用いる車両に水産局のシール(SEAL)を貼る。

(b) 水産動物又は水産動物製品が工場または事業所に到着した時、水産局の係官が水産動物の種類および量の分別を管理および検査する。

(c) 係官が正確性を検査するために、輸入者が水産動物の種類および量の分別結果を提出する

(3) 水産動物または水産動物製品を検査を終えたら、水産動物または水産動物製品が取得した輸入許可証の内容と正確かつ完全に一致することが判明した場合、係官が水産動物または水産動物製品の輸入を許可し、輸入水産動物移動証明書(IMD)を発行する。

4. 水産動物または水産動物製品を検査する間、検査が完了するまで輸入者が輸入水産動物商品管理記録(Tally sheet)に記された保管場所から移動してはならない。ただし、停電、火災、水害など移動せざるを得ない理由がある場合を除く。その場合、移動は係官の管理下で行うものとし、輸入者が係官にしかるべき便宜を図ること。

4. スワンナプーム空港水産動物検疫所告示 西暦 2017（仏暦 2560）年 水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定に関する水産局告示に従う運用について

スワンナプーム空港水産動物検疫所

告示

西暦 2017（仏暦 2560）年

水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定に関する水産局告示に従う運用について

西暦 2017（仏暦 2560）年水産動物または水産動物製品輸入時の許可申請および許可における規則・方法および条件の制定に関する水産局告示が 2017 年 6 月 4 日より有効になることを受け、当告示通りに効率的に運用でき、また利用者の利便性を確保し、需要に適切に応えられるよう、ドンムアン空港水産動物検疫所より利用者の周知を目的として手続きの手順を以下の通り定める。

輸入の許可申請

1. 水産動物または水産動物製品輸入者は、実際に輸入する少なくとも 1 営業日前までに許可申請を行うこと。
2. 輸入者は、専用システムである **Fisheries Single Window** を通して水産動物または水産動物製品輸入許可申請を行い、申請書を提出する前に必ず電子署名（CA）を行うこと。なお、乗客が携帯する場合を除く。
3. 申請者は、水産動物の種類、数量、重量、価格、請求書番号（Invoice）、請求書発行日および請求書内の番号を、専用システム **Fisheries Single Window** の Tab2 商品一覧/付録に記入すること。
4. 申請者は、輸入する水産動物が漁業活動による産物でないことを証明する書類、または合法的な漁業活動による産物であることを証明するいずれかの書類の番号および発行日を Tab3 補足証拠に記入すること。合わせて、専用システム **Fisheries Single Window** に ファイルを添付すること。なお、適量に携帯して入国する水産動物または水産動物製品、もしくは返送された商品を除く。
5. 輸入する水産動物が漁業活動による産物でないことを証明する書類、または合法的な漁業活動による産物であることを証明するいずれかの書類とは、以下のものを指す。

5.1 水産動物漁獲証明書（Catch Certificate）または

- 5.2 輸出時の通関証明書 (Custom Clearance) または
 - 5.3 輸出時の通関申告書 (Custom Declaration) または
 - 5.4 水産動物輸出許可証 (Export Permit) 公的機関発行のもの、または
 - 5.5 水産動物輸出証明書 (Certificate for Export) 公的機関発行のもの、例えば、水産動物の衛生証明書 (Health Certificate)、原産地証明書 (Certificate of Origin) など
 - 6. 申請者は、航空貨物運送状 (Air Waybill) の番号および発行日を専用システム Fisheries Single Window の Tab3 補足証拠に記入すること。なお、適量に携帯して入国する水産動物または水産動物製品、もしくは返送された商品を除く。
 - 7. 水産局の方針によって定められた特別管理水産動物の輸入許可申請の場合は、水産局によって定められた当該の水産動物の輸入規則に従うこと。
 - 8. 水産動物検疫所の職員が申請書および証拠の検査を行う。不正確または不足がある場合は、専用システム Fisheries Single Window を通して申請内容の修正指示を行う。申請者はそれに従って申請内容を正確に不足なく修正し、1 日以内に専用システム Fisheries Single Window を通して情報を返送すること。
- 申請者が正確に不足なく修正を行わない、または 1 日以内に Fisheries Single Window を通して情報を返送しない場合は、期限を超過した日をもって当申請を無効とする。

輸入日における商品の輸入許可の検査について

- 9. 輸入者は、少なくとも検査の 1 時間前までに、水産動物検疫所の職員に商品の輸入許可の検査に必要な書類を提出すること。
- 10. 商品の輸入許可の検査に必要な書類は以下の通りである。
 - 10.1 輸入申告書
 - 10.2 請求書 (Invoice)
 - 10.3 航空貨物運送状 (Air Waybill)
 - 10.4 パッキングリスト (Packing List)
 - 10.5 輸入する水産動物が漁業活動による産物でないことを証明する書類、または合法的な漁業活動による産物であることを証明するいずれかの書類 (専用システム Fisheries Single Window を通して水産動物または水産動物製品の輸入許可申請時に添付した書類)
- 10.6 1992 年野生生物保全保護法に則った野生生物輸入許可証 (野生生物の場合。水産局水産管理政策室発行のもの)
- 10.7 輸出国発行の CITES 条約による野生生物輸出許可証 (Export Permit) (CITES 条約に定められた野生生物の場合)
- 10.8 水産局発行のキハダ輸入許可証 (キハダを輸入する場合)
- 10.9 品種証明書 (サメ、エイ、貝殻を輸入する場合)
- 10.10 水産動物の衛生証明書 (Health Certificate) 輸出国の公的機関発行のもの

1) 海水エビを輸入する場合、水産局によって定められた 5 つの病気に感染していないことを証明しなければならない (WSSV、YHV、TSV、IHHNV、IMN)。

2) コイを輸入する場合、KHV に感染していないことを証明しなければならない。

3) 生きている金魚を輸入する場合、SVC に感染していないことを証明しなければならない。

4) 生きているハタまたはスズキを輸入する場合、VNN と RSIV に感染していないことを証明しなければならない。

5) 他の水産動物を輸入する場合 (あれば)

10.11 水産動物製品の衛生証明書 (Health Certificate または Sanitary Certificate) 輸出国の公的機関発行のもの (あれば)

10.12 指定された他の書類または証拠

11. 商品の輸入許可の検査に必要な書類に不備がある場合、正確に修正を行うまでは、水産動物検疫所の職員は当該の水産動物または水産動物製品の輸入を許可しない。

2017 年 6 月 4 日より有効とする。

告示日 2017 年 5 月 31 日

プーリタット・ワチャラシン

水産専門家

スワンナプーム空港水産動物検疫所 所長